

令和5年6月の主な動き、取組

1 令和5年4月の雇用失業情勢について

(職業安定部 職業安定課)

有効求人数	41,445人	対前月比	2.6%減 (4か月連続の減少)
有効求職者数	34,202人	対前月比	1.5%増 (2か月ぶりの増加)
有効求人倍率	1.21倍	前月比	0.05ポイント減少

※ 数値は季節調整値

2 新規高等学校卒業予定者に係る求人受付開始について

(職業安定部 訓練課)

令和5年6月1日(木)から高卒求人の受付を開始します。
企業から学校への求人提出等は、令和5年7月1日(土)からとなります。

3 新しい「プラチナくるみん」企業が誕生しました！

(雇用環境・均等室)

次世代育成支援対策推進法に基づき、プラチナくるみん認定企業として、「株式会社九州タブチ」を認定しましたので、公表します。

4 梅雨期の土砂崩壊等による労働災害防止に取り組みます。

(労働基準部 健康安全課)

梅雨期においては、大雨等により土砂崩壊等が発生し、崩壊等に伴う災害復旧工事も行われることから、労働災害につながる懸念があるため、作業箇所の事前点検や避難措置等の対策を確実に講じるよう、指導等を徹底してまいります。

5 鹿児島建設工事関係者連絡会議を開催し、建設業における労働災害防止

に取り組みます。

(労働基準部 健康安全課)

令和5年6月7日(水)、14:00より鹿児島合同庁舎第2会議室(3階)にて、鹿児島建設工事関係者連絡会議を開催します。同会議では国や県の発注機関、建設業関係団体、労働災害防止団体及び鹿児島労働局が協力した取組を話し合い、労働災害の一層の減少を図ることとしています。

6 「職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請」を実施しました。
(労働基準部 健康安全課)

死亡者数の急増を受け、業界団体などに安全衛生活動の総点検などを要請しました。

7 労働保険の年度更新
(総務部 労働保険徴収室)

労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新（申告・納付）は6月1日から7月10日までです。デジタル化の推進のため、電子申請による手続きをお願いします。

8 鹿児島労働局職員の選考採用試験を実施します。
(総務部 総務課)

労働行政に関する事務等の業務の実施に必要な能力等を有する民間企業等での業務の経験を有した方を募集しています。

鹿児島労働局発表
令和5年5月30日(火)

鹿児島労働局 職業安定部
職業安定課長 右田 裕幸
地方労働市場情報官 桑畑 千恵子
Tel. 099 (219) 8711

鹿児島の雇用失業情勢(令和5年4月分)について

～有効求人倍率は、1.21倍と、前月を0.05P下回った。～

4月の概要

県内の雇用失業情勢は、求人が求職を上回っているものの、改善の動きにやや弱さがみられる。物価上昇等が雇用に与える影響について、引き続き注視が必要。

○有効求人倍率の状況

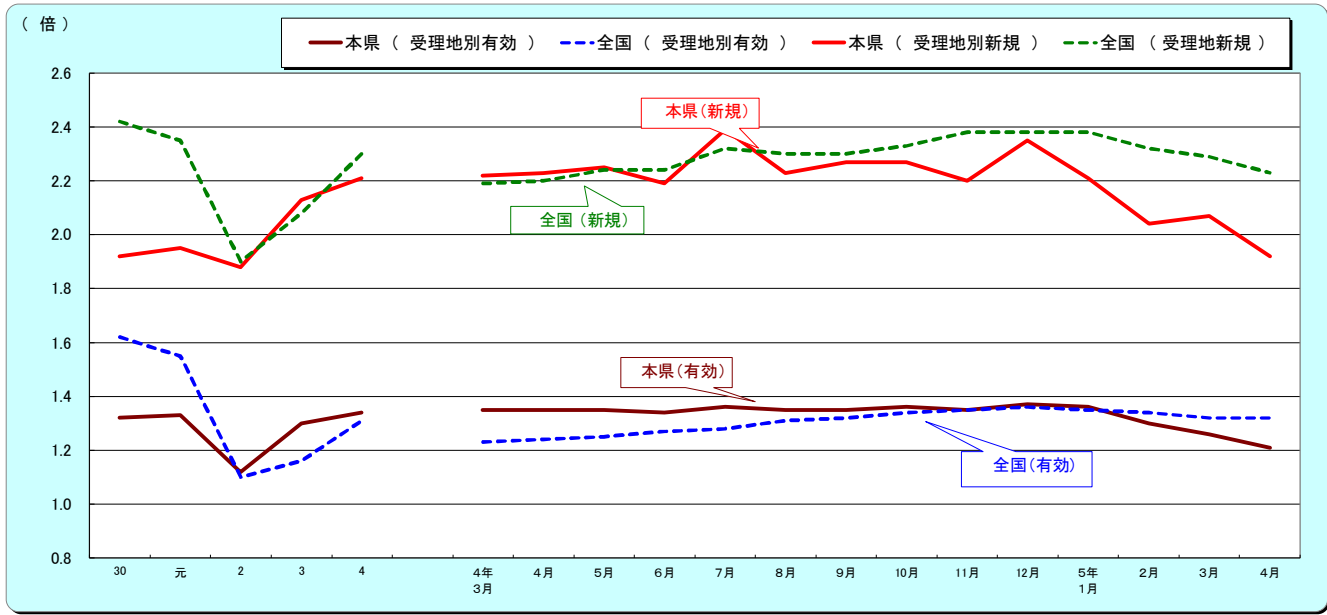
- ・有効求人倍率(季節調整値) **1.21倍** 前月より0.05ポイント減少(4か月連続の減少) (P6参照)
 - ・全国では34番目。九州では、宮崎県、大分県、熊本県、佐賀県、福岡県、長崎県に次ぎ、7番目。
 - ・[全国] 有効求人倍率(季節調整値) 1.32倍 前月と同じ

- ・有効求人数(季節調整値) **41,445人** 前月より2.6%減少(4か月連続の減少)
- ・有効求職者数(季節調整値) **34,202人** 前月より1.5%増加(2か月ぶりの増加)
 - ・就業地別有効求人倍率(季節調整値) 1.31倍 前月より0.06ポイント減少(4か月連続の減少)
 - ※公表値としては、集計開始以降、継続的に「受理地別」(求人を受理したハローワークの所在地で求人数を集計)を使用。「就業地別」は、求人票に記載された就業場所をもとに、実際に就業する就業地で求人数を集計し、算出したもの。

○新規求人・求職の状況

- ・新規求人倍率(季節調整値) **1.92倍** 前月より0.15ポイント減少 (P6参照)
- ・新規求人数(原数値) **13,925人** 前年同月より10.9%減少(2ヶ月連続の減少) (P6参照)
 - 主要産業の新規求人数(前年同月比)
 - 増加した業種・・・なし
 - 減少した業種・・・製造業(28.4%減)、サービス業(他に分類されないもの)(21.7%減)、
宿泊業・飲食サービス業(15.1%減)、卸売業・小売業(9.1%減)、建設業(9.0%減)
医療・福祉(3.1%減)、運輸・郵便業(0.5%減)
- ・新規求職申込件数(原数値) **9,533人** 前年同月より3.0%増加(3か月連続の増加) (P7参照)

1. 求人倍率の推移(一般・パート、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



		30年度	元	2	3	4	4年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年1月	2月	3月	4月	
有効求人倍率	受理地別	本県	1.32	1.33	1.12	1.30	1.34	1.35	1.35	1.34	1.36	1.35	1.35	1.36	1.35	1.37	1.36	1.30	1.26	1.21
	全国	1.62	1.55	1.10	1.16	1.31	1.24	1.25	1.27	1.28	1.31	1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32	
新規求人倍率	就業地別	本県	1.42	1.42	1.18	1.36	1.43	1.43	1.42	1.44	1.43	1.44	1.44	1.44	1.46	1.45	1.40	1.37	1.31	
	受理地別	本県	1.92	1.95	1.88	2.13	2.21	2.23	2.25	2.19	2.39	2.23	2.27	2.27	2.20	2.35	2.21	2.04	2.07	1.92
新規求人倍率	全国	2.42	2.35	1.90	2.08	2.30	2.20	2.24	2.24	2.32	2.30	2.30	2.33	2.38	2.38	2.38	2.32	2.29	2.23	
	就業地別	本県	2.05	2.08	1.97	2.24	2.36	2.37	2.38	2.31	2.56	2.38	2.39	2.41	2.34	2.48	2.44	2.21	2.24	2.08

*4年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

2. 求人の動き(一般・パート、原数値)

新規求人数が前年同月比▲10.9%となり、有効求人数とともに2ヶ月連続で前年同月を下回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和4年度		令和5年							
	(月平均)		1月		2月		3月		4月	
新規求人数 ※	15,479	4.5	16,250	▲ 3.4	16,507	0.0	15,009	▲ 5.3	13,925	▲ 10.9
D 建設業	1,510	2.5	1,537	2.5	1,492	▲ 2.9	1,505	0.3	1,443	▲ 9.0
E 製造業	1,527	2.4	1,850	▲ 3.9	1,317	▲ 3.9	1,283	▲ 22.2	1,340	▲ 28.4
H 運輸業、郵便業	588	10.5	558	▲ 4.0	566	▲ 7.1	613	5.1	555	▲ 0.5
I 卸売業、小売業	2,059	3.1	1,933	▲ 6.4	1,980	▲ 12.0	1,922	▲ 0.5	1,692	▲ 9.1
M 宿泊業、飲食サービス業	1,017	23.9	965	▲ 4.7	1,028	28.5	1,118	12.9	882	▲ 15.1
P 医療、福祉	4,870	4.0	5,187	2.4	5,125	1.4	4,800	▲ 5.3	4,762	▲ 3.1
R サービス業(他に分類されないもの)	1,486	▲ 2.3	1,467	▲ 22.0	1,635	▲ 9.1	1,431	▲ 14.8	1,371	▲ 21.7
有効求人数	44,563	6.5	45,194	3.6	46,283	1.3	45,662	▲ 2.6	42,411	▲ 5.9

※求人数の多い主な産業のみ内数として掲載しているため、合計とは一致しない。

3-1. 求職の動き(一般・パート、原数値)

新規求職申込件数は3か月連続、有効求職者数は12か月連続で前年同月を上回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和4年度		令和5年							
	(月平均)		1月		2月		3月		4月	
新規求職申込件数	7,009	0.6	7,457	▲ 3.1	7,796	9.9	7,969	4.7	9,533	3.0
44歳以下	3,364	▲ 3.2	3,567	▲ 5.9	3,467	4.0	3,724	1.9	4,250	2.8
うち34歳以下	1,994	▲ 4.5	2,018	▲ 12.1	1,958	0.7	2,287	5.4	2,527	▲ 0.9
45歳以上	3,646	4.3	3,890	▲ 0.3	4,329	15.0	4,245	7.4	5,283	3.2
うち55歳以上	2,362	5.6	2,506	0.3	2,755	14.9	2,745	10.9	3,712	2.3
うち65歳以上	1,063	7.7	1,106	2.2	1,192	17.4	1,307	13.7	1,857	4.2
雇用保険受給資格決定件数	1,922	1.9	1,865	2.5	1,767	12.8	1,921	5.4	2,986	5.7

有効求職者数	33,257	3.0	31,550	2.0	33,416	4.7	34,849	4.6	36,145	4.6
44歳以下	15,382	0.9	14,691	▲ 0.8	15,254	1.4	15,788	2.0	16,128	3.4
うち34歳以下	9,139	▲ 0.3	8,623	▲ 2.7	8,861	▲ 0.7	9,293	1.5	9,593	3.0
45歳以上	17,875	4.8	16,859	4.6	18,162	7.7	19,061	6.8	20,017	5.6
うち55歳以上	11,571	5.6	10,811	6.8	11,669	9.6	12,281	8.4	13,318	6.9
うち65歳以上	4,624	10.3	4,167	8.8	4,590	12.8	5,062	11.1	5,799	8.6
雇用保険受給者実人員	6,276	▲ 2.8	6,012	1.7	5,767	4.3	5,613	▲ 0.8	5,666	0.7

3-2. 新規求職申込件数の態様別状況(一般・パートのうち常用、原数値)

在職求職者及び離職求職者(うち自己都合)が、3か月連続で前年同月を上回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和4年度		令和5年							
	(月平均)		1月		2月		3月		4月	
新規求職申込件数	6,955	0.7	7,412	▲ 3.0	7,753	9.9	7,926	4.8	9,491	3.2
在職求職者	1,994	▲ 1.3	2,333	▲ 7.2	2,821	3.0	2,575	4.2	1,640	2.4
離職求職者	4,298	1.4	4,432	▲ 1.8	4,236	14.1	4,514	4.3	7,087	4.5
うち事業主都合	808	▲ 6.3	692	▲ 9.1	715	4.1	894	▲ 4.2	1,862	10.0
うち自己都合	3,251	4.3	3,522	▲ 0.1	3,291	17.3	3,400	8.8	4,676	2.7
無業求職者	663	2.2	647	6.1	696	15.2	837	9.6	764	▲ 6.8

4. 就職の動き(一般・パート)

就職件数は3ヶ月ぶりに前年同月を下回り、すべての年齢層において前年同月を下回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和4年度 (月平均)		令和5年							
			1月		2月		3月		4月	
就職件数	2,517	▲ 3.0	1,940	▲ 6.8	2,949	10.3	3,698	6.4	2,770	▲ 4.3
44歳以下	1,248	▲ 8.0	961	▲ 10.8	1,346	▲ 2.5	1,712	1.4	1,289	▲ 4.4
うち34歳以下	686	▲ 11.1	526	▲ 16.6	692	▲ 11.8	872	▲ 3.4	722	▲ 6.5
45歳以上	1,269	2.3	979	▲ 2.6	1,603	24.1	1,986	11.1	1,481	▲ 4.1
うち55歳以上	725	3.0	566	1.3	964	33.7	1,122	7.8	879	▲ 6.7
うち65歳以上	230	4.6	161	3.9	286	40.9	359	16.6	340	▲ 3.7
雇用保険受給者	691	0.9	541	2.3	688	11.7	851	11.4	660	▲ 7.0

5. 正社員の求人・求職状況(原数値)

正社員有効求人倍率は、2か月連続で前年同月を下回った。

各月のうち右欄は、前年同月比(求人数、求職者数は%、その他はポイント)

	令和4年度 (月平均)		令和5年							
			1月		2月		3月		4月	
正社員新規求人数	7,424	6.0	7,834	1.0	7,531	4.1	7,297	▲ 0.4	7,009	▲ 6.2
新規求人数に占める割合	48.0%	0.7	48.2%	2.0	45.6%	1.7	48.6%	2.4	50.3%	2.5
正社員有効求人倍率	1.14	0.06	1.20	0.06	1.15	0.00	1.11	▲ 0.01	1.04	▲ 0.04
全国	0.98	0.08	1.09	0.12	1.06	0.09	1.02	0.07	0.98	0.06
正社員有効求職者数	21,636	7.3	21,878	4.9	21,938	2.6	21,920	1.1	21,104	▲ 1.2
有効求職者数に占める割合	48.6%	0.4	48.4%	0.6	47.4%	0.6	48.0%	1.8	49.8%	2.4
正社員有効求職者数(※)	19,072	1.6	18,215	0.0	19,037	2.0	19,812	2.2	20,213	2.6
有効求職者に占める割合	57.3%	▲ 0.7	57.7%	▲ 1.2	57.0%	▲ 1.5	56.9%	▲ 1.3	55.9%	▲ 1.1

(※)正社員有効求職者数……パートを除く常用の有効求職者数(派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれている。)

6. 令和5年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率の推移(一般・パート、原数値)

安定所	鹿児島	熊毛	川内	宮之城	鹿屋	国分	大口	加世田	伊集院	大隅	出水	名瀬	指宿	局計
令和4年4月	1.34	1.49	1.44	1.51	1.29	1.19	1.32	1.16	0.96	1.32	1.55	1.20	1.42	1.30
5月	1.28	1.40	1.27	1.38	1.29	1.15	1.26	1.19	0.94	1.27	1.63	1.16	1.41	1.26
6月	1.28	1.23	1.25	1.36	1.33	1.19	1.27	1.14	0.96	1.32	1.62	1.17	1.51	1.27
7月	1.34	1.25	1.42	1.50	1.28	1.21	1.36	1.20	0.99	1.38	1.74	1.25	1.49	1.32
8月	1.34	1.28	1.26	1.55	1.26	1.22	1.38	1.22	0.98	1.36	1.53	1.24	1.61	1.31
9月	1.36	1.55	1.29	1.53	1.27	1.19	1.44	1.14	0.99	1.37	1.59	1.30	1.51	1.32
10月	1.38	1.70	1.42	1.59	1.33	1.20	1.53	1.12	1.03	1.40	1.67	1.36	1.48	1.35
11月	1.43	1.75	1.32	1.75	1.38	1.19	1.28	1.15	0.98	1.70	1.69	1.39	1.52	1.38
12月	1.51	2.04	1.32	1.81	1.87	1.26	1.27	1.23	0.98	1.50	1.76	1.42	1.61	1.47
令和5年1月	1.46	2.03	1.34	1.78	1.80	1.27	1.09	1.22	0.91	1.45	1.71	1.42	1.54	1.43
2月	1.43	1.88	1.27	1.42	1.71	1.21	1.02	1.30	0.95	1.34	1.66	1.49	1.32	1.39
3月	1.39	1.63	1.19	1.29	1.44	1.13	1.21	1.28	0.89	1.42	1.43	1.30	1.28	1.31
4月	1.25	1.53	0.99	1.12	1.24	1.05	1.01	1.12	0.83	1.36	1.30	1.11	1.14	1.17

〈用語の解説〉

- 新規求人数…… ハローワークにおいて当該期間中に受け付けた求人数。
- 有効求人数…… 「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計。
- 新規求職申込件数…… ハローワークにおいて当該期間中に新たに受け付けた求職申込の件数と、新たにハローワークインターネットサービスからオンライン登録を行った件数(オンライン登録者)の合計。
- 有効求職者数…… 「前月から繰越された有効求職者数及び有効オンライン登録者」と当月の「新規求職申込件数」の合計。
- 求人倍率…… 求職者数に対する求人数の割合。
求人を受理したハローワークが所在する地域ごとに集計した数値である受理地別求人倍率と、実際に就業する地域ごとに集計した数値である就業地別求人倍率がある。
- ⇒新規求人倍率… 「新規求人数」÷「新規求職申込件数」(新規オンライン登録者を含む)。
- ⇒有効求人倍率… 「月間有効求人数」÷「月間有効求職者数」(月間オンライン登録者を含む)。
- ⇒正社員有効求人倍率… 「正社員の有効求人数」÷「パートを除く常用の有効求職者数」(月間オンライン登録者を含む)。
ただし、「パートを除く常用の有効求職者数」には、派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。
- 季節調整値…… 1年を周期として繰り返す季節的な要因による変動の影響を取り除いた値。
求人数や求職数は、経済状況だけでなく、社会習慣等の季節的な理由によっても変化する。
そのため、季節変動を有する系列の分析を行う際には、季節的な理由による変動を排除する必要があり、この季節変動の除去を「季節調整」という。
毎年1回(1月分公表時に)季節調整値替えが行われ、過去の季節調整値は改訂される。
- 原数値…… 実際の数値(季節調整前の数値)。
- 就職件数…… ハローワークの有効求職者が、ハローワークの紹介により就職したことを確認した件数と、オンライン登録者がハローワークインターネットサービスから自主的に応募し就職が確認された件数の合計。
- 一般…… パートタイム以外のものをいう。
- パート…… パートタイムの略。1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短いものをいう。
- 常用…… 雇用契約において雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く)。
- 正社員…… パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに
来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や求職者がハローワークインターネットサービスの求人
に直接応募した就職件数等が含まれている。

新規高等学校卒業予定者に係る 求人受付を開始します

高校生用の求人受付を6月1日（木）から開始します。

高校生の就職活動では、採用選考が開始される9月16日に向けて、夏休み期間中の三者面談等を通じて応募先を検討します。このため検討の対象となるには、早期の求人提出が必要です。

県内企業の皆さまには、人材確保の観点と高校生が様々な選択肢のもと応募先を決定できるよう、早期の求人提出をお願いします。

令和5年3月卒業者の県内就職割合は、前年に続いて、60%を超えました。将来を担う人材を確保するには、若者の地元への就職志向が見直されていることをチャンスと捉え、職場定着に向けた雇用管理の改善や働き方改革の推進による働きやすい職場環境づくりを進めるなど、企業の魅力を高めることも重要となります。

鹿児島労働局では、合同企業説明会の開催や企業情報の効果的な発信を支援するなど、高校生に県内企業の魅力を知ってもらう取組を進めることとしています。高校生向け企業情報PR動画の募集も行っていますので、求人提出と併せてお申し込みください。

事業主の皆さまへ

早期の高卒求人提出をお願いします！



「働き方改革」で
企業の魅力UP！

鹿児島島の将来のため、
一人でも多くの新卒者を県内就職へ！！

高卒求人は6月中の提出がポイントです！

【令和6年3月新規高等学校卒業予定者の採用選考スケジュール】

- ①ハローワークでの求人受付 6月1日から
- ②企業から学校への求人提出 7月1日から
- ③学校から企業への推薦開始 9月5日から
- ④企業での採用選考・内定開始 9月16日から

高校生の就職活動では、採用選考が開始される9月16日に向けて、夏休み期間の三者面談等を通じて応募先を検討します。このため、検討の対象となるには、早期の求人提出が必要です。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、近年は地元志向が見直されていますが、今後は人材の県外流出が強まることも懸念されます。将来を担う若者に地元で暮らし働くことの魅力をPRするため、働きやすく風通しのよい職場づくりも同時に進めていただくようお願いします。

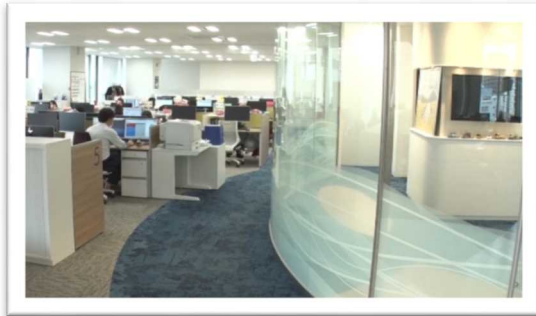
学卒求人に関するお問合せ・お申込みは管轄のハローワークまで

ハローワーク（公共職業安定所）・鹿児島労働局

STOP!
Neo 就職氷河期

企業を高校生に

アピールしませんか？



YouTube で鹿児島県の高中生へ企業情報を発信します！

- 企業の経営理念・採用方針・職場の雰囲気発信
- 鹿児島県の高中生に地元の企業の魅力をアピール



前回までの提供動画より抜粋

- 動画時間は、5分程度（最大10分）とします。
- 動画は、鹿児島労働局ホームページや鹿児島労働局新卒応援・ハロトレ情報 YouTube チャンネルにおいて一般配信されます。
- 動画内容の詳細については企業にお任せしますが、高校生が企業訪問をしているようなイメージです。
- 動画は、企業による撮影（既存の動画を含む）にて提供願います。
- お申し込みは、裏面の申込書によりメールまたは直接お申し込みください。
- 動画の受付後、7月1日より随時公開させていただきます。

動画掲載先はこちら



鹿児島労働局ホームページ

お問い合わせは各ハローワークまで

「高校生のオンライン動画による企業訪問」(ビデオ企業情報) 掲載申込書

鹿児島労働局職業安定部訓練課 宛

〒892-0847

鹿児島市西千石町1-1 鹿児島西千石第一生命ビル1階

TEL：099-219-8711

E-mail：anteibu-kagoshimakyouku@mhlw.go.jp

「高校生のオンライン動画による企業訪問（ビデオ企業情報）」への動画掲載を希望します。
※確認事項として、該当箇所の□にチェックをお願いします。

①前回と同じ動画を希望（以下不要）

新規動画を提供→②に進む

②動画提供メディア

DVD USB その他（ ）

※動画のファイル形式については「MP4」ファイル形式でご提供ください

③提出後のメディアの返却

希望 希望しない（鹿児島労働局にて責任を持って破棄いたします）

④提出方法

郵送 持参 その他（ ）

⑤提出動画について

著作権・肖像権に触れる等、動画提供サイトにて視聴できない動画(※)ではありません。
(※動画のBGMに著作権に触れる音楽を流す等)

YouTubeの複数チャンネルで重複投稿となる動画ではありません。

提供動画は、鹿児島労働局ホームページやYouTubeチャンネルで一般公開します。
高校のみ閲覧可能な限定公開を希望される場合はご相談ください。

事業所名： _____

担当者名： _____

連絡先： _____

報道関係者 各位

令和5年5月30日（火）

【照会先】

鹿児島労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 磯元 昭二

室長 補佐 柳澤 和人

（直通電話）099-223-8239

鹿児島で5社目のプラチナくるみん認定企業が誕生しました！ ～ 6月5日に認定通知書交付式を行います ～

鹿児島労働局（局長 中所 照仁）は、次世代育成支援対策推進法に基づくプラチナくるみん認定企業として、令和5年3月30日付けで、「株式会社 九州タブチ」（代表取締役社長 鶴ヶ野 未央）を認定しましたので、公表します。

なお、プラチナくるみん認定通知書交付式を以下のとおり執り行うことといたしました。

○プラチナくるみん認定企業

株式会社 九州タブチ（霧島市）

※鹿児島労働局管内の「プラチナくるみん認定」企業は、今回認定された企業を含めると5社となります。



○プラチナくるみん認定通知書交付式

日時 令和5年6月5日（月）10時30分～（20分程度を予定）

場所 鹿児島合同庁舎 第1会議室

（鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎1階）

内容 認定通知書の交付、記念撮影、認定企業との意見交換

- * 認定通知書交付式は、撮影、傍聴可。
- * 交付式終了後、認定企業、労働局への取材を行うことも可能です。
- * 交付式当日は、鹿児島合同庁舎第1会議室へ直接お越しください。
- * 取材希望の方は、事前に雇用環境・均等室までご連絡をお願いします。
- * 交付式当日、発熱または体調に不安のある方は、取材をお控えください。当日取材ができない場合であっても、当局が撮影した写真を提供することができますので、当局あてご相談ください。
- * 交付式当日は、ご本人確認のため、身分証明書または名刺等をご持参くださいますようお願いいたします。

資料1 プラチナくるみん認定企業の取組概要

資料2 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画とプラチナくるみん認定について

資料3 鹿児島労働局管内のプラチナくるみん認定企業等一覧

株式会社九州タブチの取組概要

<企業情報>

所在地	霧島市
業種	製造業
代表者氏名	代表取締役社長 鶴ヶ野 未央
労働者数	179名（うち女性49名）



行動計画

○ 計画期間 令和2年4月1日～令和4年3月31日（5期目）

○ 内容

- 目標1 男性労働者の育児休業取得率・取得日数を向上させていくため、制度の目的の周知を行う。
- 目標2 女性活躍推進および能力の向上を図るため、キャリアアップに向けた社外研修や新入社員のメンター制度を整備する。
- 目標3 ワークライフバランスの実現に向け、業務改善活動を継続し、全社1人あたりの所定外労働時間を確実に削減する。
- 目標4 学生の地元定着に向けて実施されている工場見学会・職場体験活動・出前授業に積極的に協力し、地元の課題解決に貢献する。

行動計画取組結果

- 1 育児休業（パパ休暇※）対象者リストを作成し、対象者に育児休業規定（概要版）及びパパ休暇の説明資料を手交した。あわせて対象者の所属長にも、対象者リストと前記資料等を手交し利用勧奨を行った。

その結果、男性の育児休業取得率は100%、そのうち、パパ休暇の取得率については、目標としていた80%を上回る92.3%を達成した。

※「パパ休暇」とは、子の出生後8週間以内の期間に育児休業をした場合、特別の事情がなくても再度の育児休業ができるという制度のことでしたが、令和3年6月の育児・介護休業法の改正により、令和4年10月1日以降、「産後パパ育休」と「育児休業の分割取得化」に制度変更されています。

- 2 女性活躍推進活動の中心となるメンバーを3名選出し、メンター制度の構築及び試験運用を行った。また、当該3名のほか、複数の女性を管理職候補者として選定し、社外研修や意見交換に参加させることで、将来の管理職としての能力向上を図った。
- 3 個人ごとの所定外労働時間を会議等で報告し、所属長が現状を認識しやすくした。また、年2回開催する自主研究発表大会で、各部門・担当で不良ロス低減活動や笑顔あふれる職場を目指した業務改善活動、成果発表を行った。その結果、所定外労働時間については、目標（1人あたり17時間）を下回る、月13時間まで低減させることができた。
- 4 令和2年及び3年の2年間に小・中・高校生、専門・短大・大学生までの109組3,376人に対し、出前授業・工場見学・職場体験を実施し、積極的な地域貢献活動を行った。

行動計画以外の取組状況

- 1 子の看護休暇中の賃金については、有給とし、利用しやすい制度としている。
- 2 年次有給休暇取得促進のため、時間単位での取得を可能としている。

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画とプラチナくるみん認定について**【次世代育成支援対策推進法（次世代法）】**

日本の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成17年に施行された法律（令和7年3月31日までの時限立法）です。

この法律に基づき、企業・国・地方公共団体は、各種行動計画を策定することとされています。

【次世代法に基づく認定（「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」、「トライくるみん認定」）】

次世代法に基づき、一般事業主行動計画を策定・実施し、以下の認定基準を満たした場合に、都道府県労働局に申請し、厚生労働大臣の認定（「くるみん認定」、「トライくるみん認定」）を受けることができます。

また、「くるみん認定」または「トライくるみん認定」を受けた事業主は、別途定められた認定基準を満たした場合に、都道府県労働局に申請し、特例認定（「プラチナくるみん認定」）を受けることができます。

【「プラチナくるみん認定」についての主な特例認定基準】

1～12のすべてを満たす必要があります。（なお、労働者数が300人以下の一般事業主については、5及び6に関して特例が別途設けられています。）

- 1 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
- 2 行動計画期間が、2年以上5年以下であること。
- 3 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
- 4 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。
- 5 男性の育児休業等取得について、次の（1）または（2）のいずれかを満たしていること。
 - （1）計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が30%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
 - （2）計画期間において、男性労働者のうち、育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて50%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

【労働者数300人以下の一般事業主の特例】

計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合でも、（1）～（4）のいずれかに該当すれば基準を満たします。

- （1）計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
- （2）計画期間内に、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
- （3）計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率

が30%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。

(4) 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。

6 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。

【労働者数300人以下の一般事業主の特例】

計画期間内の女性の育児休業等取得率が75%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していれば基準を満たします。

7 3歳から小学校就学前の子どもを育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。

8 計画期間終了事業年度において次の(1)と(2)のいずれも満たしていること。

(1) フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が毎月45時間未満であること。

(2) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。

9 次の(1)～(3)のすべての措置を実施しており、かつ、(1)または(2)のうち、少なくともいずれか一方について、定量的な目標(※)を定めて実施し、その目標を達成したこと。

(1) 所定外労働の削減のための措置

(2) 年次有給休暇の取得の促進のための措置

(3) 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

(※) 定量的な目標とは、成果に係る数値目標をいいます。

10 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。

(1) 子を出産した女性労働者のうち、子の1歳の誕生日まで継続して在職している者(育児休業を利用している者を含む)の割合が90%以上であること。

(2) 子を出産した女性労働者及び出産予定であったが退職した女性労働者の合計数のうち、子の1歳の誕生日まで継続して在職している者(育児休業を利用している者を含む)の割合が70%以上であること。

【労働者数300人以下の一般事業主の特例】

計画期間内に(1)が90%未満かつ(2)が70%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、上記の(1)が90%以上または(2)が70%以上(※)であれば基準を満たします。

(※) 経過措置①は本特例にも適用されます。(令和4年4月1日から令和6年3月31日の間の認定申請は、改正前の水準(55%以上)でも基準を満たします。)

11 育児休業等をし、または育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるような能力の向上またはキャリア形成の支援のための取組に係る計画を策定し、実施していること。

○例えば、以下のような取組のうち、いずれか1つ以上について実施していることをいいます。

(1) 女性労働者に向けた取組

- ① 若手の女性労働者を対象とした、出産および子育てを経験して働き続けるキャリアイメージの形成を支援するための研修
- ② 社内のロールモデルと女性労働者をマッチングさせ、当該労働者が働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り助言するメンターとして継続的に支援させる取組
- ③ 育児休業からの復職後または子育て中の女性労働者を対象とした能力の向上のための取組またはキャリア形成を支援するためのカウンセリング等の取組
- ④ 従来、主として男性労働者が従事してきた職務に新たに女性労働者を積極的に配置するための検証や女性労働者に対する研修等職域拡大に関する取組
- ⑤ 管理職の手前の職階にある女性労働者を対象とした、昇格意欲の喚起または管理職に必要なマネジメント能力等の付与のための研修
- ⑥ その他これらに準ずる措置

(2) 管理職に向けた取組等

- ① 企業トップ等による女性の活躍推進および能力発揮に向けた職場風土の改革に関する研修等の取組
- ② 女性労働者の育成に関する管理職研修等の取組
- ③ 働き続けながら子育てを行う女性労働者がキャリア形成を進めていくために必要な業務体制および働き方の見直し等に関する管理職研修
- ④ 育児休業等を取得しても中長期的に処遇上の差を取り戻すことが可能となるような昇進基準および人事評価制度の見直しに向けた取組
- ⑤ その他これらに準ずる措置

12 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

「両立支援のひろば」(<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>)は、厚生労働省が運営するウェブサイトです。

- ・一般事業主行動計画を公表する「一般事業主行動計画公表サイト」
 - ・自社の両立支援の取組状況をチェックし、その結果を踏まえ一般事業主行動計画を作成できる「両立支援診断サイト」
 - ・企業や労働者向けのお役立ち情報 など、
- 職場で、両立支援を進めるための各種情報を検索・閲覧できます。ぜひご利用ください。

【認定のメリット①】

認定を受けると、認定マーク（愛称：くるみん）を、商品、広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRできます。その結果、企業イメージの向上、労働者のモチベーションアップやそれに伴う生産性の向上、優秀な労働者の採用・定着が期待できます。

さらに、各府省が公共調達を実施する場合に加点評価を受けることができます。

＜公共調達における加点評価＞

各府省等が総合評価落札方式または企画競争による調達によって公共調達を実施する場合は、くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業などを加点評価するよう国の指針において定められています。それに基づき各府省等は、公共調達において、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を積極的に評価し、これらの企業の受注機会の増大を図る観点から、総合評価落札方式又は企画競争による調達を行うときは、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定することとしています。

【認定のメリット②】

内閣府において、中小企業における子育て支援環境を整備する観点から、「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」を受けた中小企業（常時雇用する労働者が300人以下）に対し、上限50万円の助成金を支給する「中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業」を実施しています（令和3年10月から令和9年3月まで）。

事業の詳細については、以下のURLをご覧くださいか、一般財団法人女性労働協会へお問い合わせください。

くるみん助成ポータルサイト <https://kuruminjosei.jp/>

【認定のメリット③】

次世代法に基づき、一般事業主行動計画の届出義務のない企業（常時雇用する労働者が100人以下）や、上記のうち、くるみん認定企業が、一定の要件を満たした場合に、株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）が実施する「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を利用する場合、基準利率から引き下げを受けることができます。

働き方改革推進支援資金の詳細については、以下のURLをご覧くださいか、日本政策金融公庫へお問い合わせください。

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html

次世代育成支援対策推進法に基づく「プラチナくるみん」特例認定企業一覧（鹿児島県）

都道府県	企業名	所在地	特例認定年	特例プラス認定年
鹿児島	株式会社鹿児島銀行	鹿児島市	2017年	
鹿児島	鹿児島製茶株式会社	鹿児島市	2016年	
鹿児島	ホシザキ南九株式会社	鹿児島市	2019年	
鹿児島	コアツ工業株式会社	鹿児島市	2020年	
鹿児島	九州タブチ株式会社	霧島市	2023年	

次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定企業一覧（鹿児島県）

都道府県	企業名	所在地	認定年	認定回数	プラス認定年	プラス認定回数
鹿児島	株式会社image	鹿児島市	2012年	1		
鹿児島	株式会社アリマコーポレーション	鹿児島市	2017年	1		
鹿児島	社会福祉法人以和貴会	鹿屋市	2015年	1		
鹿児島	株式会社植村組	鹿児島市	2022年	1		
鹿児島	株式会社鹿児島銀行	鹿児島市	2007年・2009年・2011年・2013年・2016年	5		
鹿児島	鹿児島信用金庫	鹿児島市	2008年・2011年・2014年・2018年・2021年度	5		
鹿児島	鹿児島製茶株式会社	鹿児島市	2012年	1		
鹿児島	鹿児島相互信用金庫	鹿児島市	2007年・2009年・2017年	3		
鹿児島	国立大学法人鹿児島大学	鹿児島市	2010年・2014年	2		
鹿児島	国立大学法人鹿屋体育大学	鹿屋市	2013年	1		
鹿児島	社会福祉法人川上福祉会	鹿児島市	2020年	1		
鹿児島	医療法人寛容会	鹿児島市	2010年	1		
鹿児島	医療法人起生会	鹿児島市	2020年	1		
鹿児島	斯文堂株式会社	鹿児島市	2014年・2016年	2		
鹿児島	株式会社九州タブチ	霧島市	2018年	1		
鹿児島	医療法人杏政会	薩摩川内市	2013年	1		
鹿児島	医療法人クオラ	薩摩郡	2020年	1		
鹿児島	社会福祉法人クオラ	薩摩郡	2022年	1		
鹿児島	社会福祉法人敬天会	始良市	2018年・2020年	2		
鹿児島	社会福祉法人幸尋会	南さつま市	2010年	1		
鹿児島	社会福祉法人州鵬会	鹿屋市	2011年・2014年	2		
鹿児島	コアツ工業株式会社	鹿児島市	2017年	1		
鹿児島	社会福祉法人高齢者介護予防協会かごしま	鹿児島市	2021年	1		
鹿児島	生活協同組合コープかごしま	鹿児島市	2012年	1		
鹿児島	医療法人三愛会	鹿児島市	2016年	1		
鹿児島	医療法人参天会	鹿児島市	2013年	1		
鹿児島	医療法人慈圭会	鹿児島市	2017年	1		
鹿児島	医療法人潤愛会 鯨島病院	鹿児島市	2015年	1		
鹿児島	医療法人腎愛会	鹿児島市	2012年	1		
鹿児島	株式会社新日本科学	鹿児島市	2009年	1		
鹿児島	株式会社田島組	薩摩川内市	2022年	1		
鹿児島	社会福祉法人天祐会	鹿児島市	2022年	1		
鹿児島	社会福祉法人徳之島福祉会	大島郡	2015年	1		
鹿児島	株式会社トヨタ車体研究所	霧島市	2021年	1		
鹿児島	社会福祉法人中江報徳園	鹿児島市	2014年	1		
鹿児島	長島開発株式会社	鹿児島市	2015年	1		
鹿児島	長島商事株式会社	鹿児島市	2012年・2015年	2		
鹿児島	南国殖産株式会社	鹿児島市	2011年	1		
鹿児島	南生建設株式会社	鹿児島市	2019年	1		
鹿児島	株式会社富士通鹿児島インフォネット	鹿児島市	2009年	1		
鹿児島	ホシザキ南九株式会社	鹿児島市	2015年	1		
鹿児島	医療法人美崎会	霧島市	2011年	1		
鹿児島	株式会社南日本情報処理センター	鹿児島市	2020年	1		
鹿児島	株式会社南日本銀行	鹿児島市	2014年	1		
鹿児島	株式会社南日本ライフ	鹿児島市	2020年	1		
鹿児島	医療法人玲心会	曾於郡	2014年	1		
鹿児島	株式会社渡辺組	鹿児島市	2021年	1		

次世代育成支援対策推進法に基づく「トライくるみん」認定企業一覧（鹿児島県）

都道府県	企業名	所在地	認定年	認定回数	プラス認定年	プラス認定回数
鹿児島	南九イリョー株式会社	鹿児島市	2022年	1		

梅雨時期の土砂崩壊などによる労働災害の防止 に取り組みます

梅雨期においては、大雨等により土砂崩壊等が発生し、労働災害につながる懸念があるため、作業箇所の事前点検や避難措置等の対策を確実に講じるよう、指導等を徹底してまいります。

奄美地方に続き、九州南部もまもなく梅雨入りが予想されます。例年、この時期には大雨等による土砂崩壊等が全国的に発生し、崩壊等に伴う災害復旧工事等も行われるため、他の時期に比べ、建設工事現場等における労働災害発生数の増加が懸念されます。当県においては、令和4年は、土砂崩壊による死亡災害が発生しており、過去にも作業場所に近接した斜面が崩壊し、労働者が死亡した災害や、梅雨時期以外でも、掘削面が崩壊し、労働者が被災した災害が発生しています。

梅雨時期は、土砂崩壊等による危険の防止対策を講じることが特に重要となるため、鹿児島労働局では、「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」や「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」等を踏まえた「土砂崩壊等による労働災害防止重点対策事項（別添1）」等の対策の徹底について、国及び県等の発注機関並びに建設業関係団体等に対し要請を行いました（別添2）。

建設現場等における作業時に適切な措置が講じられるよう、関係団体や発注者を通じた周知啓発のほか、関係事業者に対する指導に努めてまいります。

（労働基準部健康安全課）

※ 参考資料

- | | |
|--------------------------|------|
| (1) 土砂崩壊等による労働災害防止重点対策事項 | 資料 1 |
| (2) 発注機関等に対する要請文及び要請先 | 資料 2 |

土砂崩壊等による労働災害防止重点対策事項

1 土砂崩壊災害防止対策

- (1) 地山の掘削を伴う工事の施工に当たっては、降雨の影響により地山に緩みが生じている可能性があることに十分に留意の上、作業箇所及びその周辺の地山について、形状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等をあらかじめ十分に調査すること。【労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)第 355 条】
- (2) 上記(1)の調査結果を踏まえ、作業計画を定め、又は作業計画を変更し、これに基づき作業を行うこと。【斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン(別添 1、以下「斜面ガイドライン」という。)]
- (3) 土砂崩壊による災害の防止には、亀裂の進展、連続した小石の落石等の崩壊の兆候を感知することが重要であるので、斜面ガイドラインの「変状時点検表」(別添 1 の別紙 3)を活用し、斜面の状態を適切に点検すること。
- (4) 掘削の作業に当たっては、点検者を指名し、作業箇所及びその周辺の地山について、通常の場合よりも頻度を高めて、浮石及びき裂の有無及び状態、含水及び湧水の状態の変化等の点検を行うことにより、地山の異常をできるだけ早期に発見するよう努めること。また、必要に応じ、地山の状況を監視する者を配置すること。【安衛則第 358 条】
- (5) 土砂崩壊のおそれがある場合には、あらかじめ、堅固な構造の土止め支保工を設ける等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講ずること。また、土止め支保工を設ける等の作業中における災害の防止にも留意すること。【安衛則第 361 条】
- (6) 日常点検、変状時の点検を確実にを行うこと。また、斜面の変状の進行を確認した場合は、施工者、発注者等は、安全性検討関係者会議において斜面の状況に対応するためのハード対策等の労働災害防止のための措置を検討すること。【斜面ガイドライン】
- (7) 地山の掘削作業においては、地山の種類及び掘削面の高さに応じた安全こう配を確保すること。【安衛則第 356、357 条】
- (8) 掘削面の高さが 2 m 以上となる地山の掘削においては、「地山掘削作業主任者」を選任し、その者に作業の方法の決定、作業の直接指揮等を行わせること。【安衛則第 359~360 条】
- (9) 復旧工事のうち、地山の掘削を伴わない工事についても、斜面の近傍で工事を実施する場合には、上記(1)から(8)に準じ、事前調査及び点検、土砂崩壊のおそれがある場合における措置の徹底を図ること。

2 土石流災害防止対策

- (1) 土石流危険河川における工事の施工に当たっては、作業場所から上流の河川の形状、その周辺における崩壊地の状況等をあらかじめ十分に調査すること。【安衛則第 575 条の 9】

- (2) 土石流の早期把握等の措置を講ずるための警戒降雨量基準、作業を中止して労働者を退避させるための作業中止降雨量基準等を設定し、必要に応じ見直すこと。また、降雨量が警戒降雨量基準に達していなくても、危険が予想される場合には、作業場所から上流の状況を監視する等の措置を講ずること。【土石流による労働災害防止のためのガイドライン(別添2、以下「土石流ガイドライン」という。)]
- (3) 土石流等の発生を検知するため、土石流検知機器をその特性、地形条件、管理操作性等に十分留意し選定すること。また、必要に応じ監視カメラを併用すること。検知機器の設置場所の選定に当たっては、以下の点に留意すること。
 - ア 河川の状況に応じ支川において発生・流下してくる土石流を監視できること。
 - イ 検知機器の設置場所から作業場所まで土石流が到達するまでに全ての労働者が退避できること。
 - ウ 検知機器の点検を適切に実施すること。

【土石流ガイドライン】

- (4) 土石流の前兆として小石の落石、河川の水量の増加が発生することがあるので、これに留意すること。また、土砂災害警戒情報を常時確認するとともに、降雨量を把握し、土石流災害が発生するおそれが高まった場合には直ちに作業を中止し、速やかに安全な場所に退避すること。

なお、一般に土石流は表層崩壊によるものが多いが、深層崩壊による土石流は斜面が森林であっても発生することがあることから、上流が森林であっても十分に警戒すること。【土石流ガイドライン】
- (5) 警報用設備及び避難用設備の点検を実施するとともに、警報及び避難の方法等を労働者に十分周知すること。【安衛則第 575 条の 14、第 575 条の 15】

3 その他

- (1) 地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、地山を安全なこう配とし、落下のおそれのある土石を取り除き、又は擁壁、土止め支保工等を設けること。また、地山の崩壊又は土石の落下の原因となる雨水、地下水等を排除すること。【安衛則第 534 条】
- (2) 大雨等により土砂崩壊等発生のおそれのある場合には、直ちに作業を中止して、労働者を安全な場所に退避させること。【斜面ガイドライン】
- (3) 降雨後の工事の再開に当たっては、作業箇所及び周辺の地山について、き裂の有無及び湧水の状況等について、あらかじめ十分な調査を行い、安全を確保した上で作業を行うこと。
- (4) 小規模な掘削作業を伴う上下水道工事においては、労働者が溝内に立ち入る前に適切な土止め支保工を設置する「土止め先行工法」を積極的に導入すること。

斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン

第1 趣旨・目的

道路工事、砂防工事等に伴う大規模な地山の掘削作業においては、斜面の安定性の観点から、通常は事前に詳細な地質調査が行われ、当該調査により把握した地質の状況と掘削高さによって事前に掘削勾配が決定される。しかし、各種工事の実施に伴う中小規模の地山の掘削作業では、十分な地質調査が事前になされておらず、施工開始後に設計図書が地質の状況を適切に反映していないことが判明する場合もある。また、掘削中の斜面は、降雨、湧水等により日々変化し、それらの変化が斜面崩壊につながり、労働災害が発生する場合がある。

このような労働災害を防止するため、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第355条では、地山の掘削の作業を行う場合において、地山の崩壊等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、作業箇所等について調査することが事業者には義務付けられており、また、第358条では、明かり掘削の作業を行う場合には、点検者を指名し、日々の地山の点検を実施すること等が事業者には義務付けられている。そして、斜面崩壊による労働災害の防止を図るためには、点検により地山の状況を的確に把握すること及び工事関係者が点検結果に基づいた斜面崩壊の危険性に関する情報を共有することが必要不可欠である。

このため、本ガイドラインは、主に、事業者（施工者）が発注者から請け負って行う明り掘削のうち斜面掘削を伴う工事（以下「斜面掘削工事」という。）に関して、安衛則第355条の調査及び第358条の点検のより適切な実施方法、施工者が発注者及び設計者と協力して斜面崩壊の危険性に関する情報を共有するために実施することが望ましい方法及びそれらの留意事項を示すこととする。

本ガイドラインにより、工事関係者が斜面崩壊による災害防止のために必要な対策を適切に実施することを促進し、もって斜面崩壊による労働災害の防止に資することとする。

第2 適用対象

本ガイドラインは、次の1の工事に伴う2の作業に適用する。

1 適用する工事

主に中小規模の斜面掘削工事を対象とする。ただし、大規模な掘削工事に本ガイドラインを適用することも差支えない。（土止め先行工法によるものを除く。）

2 適用する作業

(1) 設計者の作業

斜面の設計

(2) 施工者の作業

手掘り又は機械掘りによる斜面の掘削作業、擁壁工事等に伴う床掘り、型枠の組立・解体、床均し、丁張り、ブロック積み、コンクリート打設の作業等及びその施工管理

第3 用語の定義

本ガイドラインで使用する主な用語の定義は、労働安全衛生関係法令で規定されているもののほか、次によるものとする。

1 斜面等に関する定義

(1) 「斜面」とは、自然又は人工的に形成された傾斜している地山の面をいう。

(2) 「切土部」とは、工事の対象となる斜面のうち、掘削し、地山の土砂を取り去る部分をいう。

(3) 「残斜面」とは、工事の対象となる斜面のうち、掘削せずに傾斜を残しておく部分をいう。

(4) 「斜面崩壊」とは、斜面を形成する地山が安定性を失い崩壊することをいう。

(5) 中小規模の斜面掘削作業とは、切土部の掘削高さが概ね1.5メートル以上10メートル以下の斜面の掘削作業をいい、大規模な斜面掘削作業とは、切土部の掘削高さが概ね10メートルを超える斜面の掘削の作業をいう。

ただし、土止め先行工法による作業の場合はこの限りではない。

(6) 「ハード対策」とは、斜面崩壊の前兆である斜面の変状の進行を防止するための対策のうち、斜面を補強する等の工事計画の変更を伴うものをいう。

なお、「変状」とは、普通とは異なる状態のことであり、ここでは斜面崩壊の前兆現象として、

斜面自体に亀裂、はらみ等が発生している状態をいう。

2 設計業務・工事関係者等に関する定義

- (1)「発注者」とは、仕事を他の者から請け負わずに注文する者をいい、公的機関、民間機関及び個人のいずれも含むものとする。
- (2)「調査者」とは、発注者が調査業務を外注した場合における当該調査業務を行う建設関連業者（測量業者、地質調査業者、建設コンサルタント等）をいう。
- (3)「設計者」とは、発注者が設計業務を外注した場合における当該設計業務を行う建設関連業者（建設コンサルタント等）をいう。
- (4)「施工者」とは、斜面掘削工事を実際に行う者のことといい、労働安全衛生法（昭和47年法律第57条。以下「安衛法」という。）第15条に規定する元方事業者及び関係請負人がいる場合には双方を含むものとする。
なお、発注者が施工業務を外注せず、当該発注者の施工担当部署が施工する場合には、本ガイドラインにおいては発注者と施工者の両方に該当するものとして取り扱う。
- (5)「点検者」とは、下記3の点検表による点検を行う者をいう。安衛則第358条に基づいて施工者が選任する点検者に加え、調査者及び設計者が点検を実施する場合における当該点検を行う者も含むものである。
- (6)「確認者」とは、点検者が行った点検内容に不備等が無いかを確認し、対応について判断する者をいう。点検者とは異なり、法令上、その選任が義務付けられているものではないが、調査者、設計者又は施工者が選任する確認者のいずれも含むものである。なお、確認者の選任に当たっては、点検者とは異なる者を選任するものとする。
- (7)「安全性検討関係者会議」とは、施工者が、変状の進行を確認した際に、斜面の状況を共有し、ハード対策等の実施の必要性を検討するために施工者が発注者に参加を要請して行う会議をいう。

3 点検表等に関する定義等

- (1)「点検表」とは、掘削する地山の状況を把握するため、設計者又は施工者が、目視等により点検を実施する場合の点検項目を一覧表にしたものをいい、以下の3種類がある。
 - ・設計・施工段階別点検表（別紙1）
 - ・日常点検表（別紙2）
 - ・変状時点検表（別紙3）3つの点検表の目的、点検時期は以下の①から③までのとおりであり、これらの点検表の使用単位は、地層ごととする。ただし、斜面の幅が長く、1枚の点検表を当該地層に適用することが困難な場合には、幅20メートル単位を目安として点検表を使用するものとする。
なお、日常点検表（②のア、ウ及びエの点検時期に限る。）は、安衛則第358条第1号において施工者に義務付けられている点検に係る事項であり、その他は、点検の実施が望ましいものとして点検表を示すものである。
 - ① 設計・施工段階別点検表
設計及び施工工程の各段階において、地形、地質状況等の斜面崩壊に関する地盤リスクの有無を確認し、安全に作業ができる掘削勾配であるかを確認するために使用するもの。
点検時期は、次のとおりである。
ア 設計時、イ 施工計画時、ウ 丁張設置時、エ 掘削作業前
オ 掘削作業終了時
 - ② 日常点検表
施工段階において、斜面崩壊の前兆である斜面の変状を発見するために使用するもの。
点検時期は、次のとおりである。
ア 毎日の作業開始前、イ 毎日の作業終了時、ウ 大雨時
エ 中震（震度4）以上の地震の後 等
 - ③ 変状時点検表
日常点検表で変状を確認した場合、変状の推移を観察し、斜面崩壊の危険性の有無を確認するために使用するもの。
点検は、変状の状況に応じて、必要な頻度で実施する。
- (2)「異常時対応シート」とは、施工者が、変状時点検表により変状の進行を確認した場合に、発

注者に当該斜面の異常、安全措置の状況等を元請事業者、発注者等に報告するため作成するシート（別紙4）をいう。

第4 発注者、設計者及び施工者の協力等の必要性

斜面掘削工事は、多様な工法により実施され、関連作業も数多いことから、斜面掘削工事を安全に実施するためには、事前に斜面を形成する地山の状況を的確に把握し、その結果を設計・施工工程に反映することが必要である。

しかしながら、あらかじめ掘削箇所すべての地質を把握することは困難であり、実際に掘削して初めて地山の状況が明らかになることも少なからずある。

このため、施工者は、施工途中で新たな地盤リスクが判明した場合には、その情報を速やかに発注者及び、設計者と情報を共有した上で、必要な対策について検討を行い、適切な措置を講じることが重要である。このとき、必要に応じ情報共有の対象に調査者を含めるものとする。

これらについては、安衛法第31条の4により発注者は、「その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない」とされていること及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針において「設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行うものとする。さらに、工事内容の変更等が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定・勧告）に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとする。」とされていることに留意すること。

設計者、施工者等は、それぞれ、安衛則の規定、当該ガイドライン等に基づき、それぞれが第5及び第6に示す事項を確実に実施するとともに、平素より相互にコミュニケーションを円滑にし、適切に情報共有できるよう特に留意する必要がある。

第5 設計者が設計を実施するに当たっての留意事項等

(1) 的確な事前調査及び点検の実施

設計者は、工事の対象となる斜面の地山の地質の状況（土・岩質区分）、地盤条件（斜面の安定性）等を適切に把握するため、調査者に実施させることも含め、必要に応じて文献調査、地表地質踏査、ボーリング等による地質調査等により事前調査を実施すること。

また、点検の実施に当たっては、設計者（点検を調査者に実施させる場合は調査者も含む）は、点検者を選任し、設計・施工段階別点検表により斜面の状態を点検させるとともに、確認者を選任して点検者が行った点検内容に不備等が無いかを確認すること。設計者は、設計・施工段階別点検表を発注者に提出するとともに、必要な対応を取ること。

(2) 適切な詳細設計の実施

設計者は、事前調査及び点検の結果を踏まえ、工事数量算出要領及び各種設計基準・指針に照らして工法、掘削勾配等の詳細設計を検討すること。詳細設計の検討に当たっては、安衛法第31条の4の規定に留意し、安衛則に規定された勾配での掘削とする等、安衛法又はこれに基づく命令の規定を遵守した設計とすること。

(3) 安全性検討関係者会議への参加

施工者から発注者に異常時対応シートが提出され、発注者から安全性検討関係者会議への参加を要請された場合は、同会議に出席すること。

第6 施工者の実施事項

1 元方事業者が実施すべき事項

(1) 統括安全衛生管理体制の確立及び適切な統括安全衛生管理の実施

元方事業者は、現場の規模に応じて統括安全衛生責任者を選任する等により、安衛法に基づく統括安全衛生管理体制を確立するとともに、特に安衛法第30条第1項第1号から第3号までに規定する次の事項に重点を置き、斜面掘削工事現場での統括安全衛生管理を徹底しなければならない。

- ① 協議組織を設置し、その会議を定期的開催して、斜面に関する情報を共有する。
- ② 毎作業日に、関係請負人が行う作業の連絡・調整を随時行う。

- ③ 毎作業日に少なくとも1回、作業場所を巡視する。
- (2) 作業主任者の選任
元方事業者が自ら2 m以上の高さの斜面を掘削する作業を行うときには、安衛則第359条の規定に基づき、地山の掘削作業主任者を選任し、その者の指揮により、当該作業を行わなければならない。
- (3) 関係請負人に対する技術上の指導等
元方事業者は、安衛法第29条の2の規定に基づき、工事を実施する関係請負人がその場所に係る危険を防止するための措置を適正に講ずるとともに、第30条第1項第4号の規定に基づき、関係請負人が、点検者に対して適切に知識を付与できるよう、技術上の指導、必要な資材、場所等の提供等を実施しなければならない。
- (4) 掘削作業を行う箇所の調査
施工者は、安衛則第355条の規定に基づき、地山の掘削作業を行う箇所の調査を行わなければならない。
なお、発注者、調査者又は設計者が同条に規定する「適当な方法」によって行った調査結果を調べることも同条に規定する「適当な方法」による調査に含まれることとされている。
- (5) 点検の実施
元方事業者が自ら掘削の作業を行う場合には、安衛則第358条の規定に基づき、点検者を指名して、作業を開始する前、大雨の後及び中震以上の地震の後に斜面の状況を点検させなければならない。点検に当たっては、日常点検表を使用すること。
- (6) 点検結果を踏まえた危険防止のための措置の実施
元方事業者は、点検者による点検結果を踏まえ、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのある場合は、安衛則第361条の規定に基づき、当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

2 元方事業者が実施することが望ましい事項

- (1) 適切な施工計画書の作成
元方事業者は、発注者から示された仕様書、発注者から得られた斜面の地盤条件の情報等や設計者による設計・施工段階別点検表等の点検結果、自ら実施した現地踏査時の点検結果、必要に応じて自ら実施する地質調査、過去に周辺で行われた類似工事の施工情報及び施工の安全性を十分考慮し、安衛法第28条の2の規定に基づくリスクアセスメントを実施した上で、(2)から(5)の事項を含んだ施工計画書を作成し、発注者に提出すること。
- (2) 適切な施工費等の計上
当該変更工事の一部を関係請負人に請け負わせるに当たっては、安全対策に要する経費を含む適切な経費を計上すること。
- (3) 斜面の点検及び確認の適切な実施、点検結果に基づく措置等
元方事業者は、点検者を選任し、第3の3の(1)の①のイからオの各段階においては設計・施工段階別点検表により、②のアからエの時期においては日常点検表により、日常点検表で変状を確認した場合は変状時点検表により、斜面の状態を点検させるとともに、確認者を選任して点検者が行った点検内容に不備等がないかを確認し、斜面の状況に応じて適切な措置（関係請負人に対する必要な指示を含む。）を講ずること。
点検者の選任に当たっては、各種点検が適切に実施されるよう、必要な知識を有する適切な点検者を選任すること。今後、点検者に選任する可能性のある自らの労働者に対しては、あらかじめ必要な知識を付与した上で、十分に点検の補助等の実務経験を積ませるよう留意すること。
また、確認者については、統括安全衛生責任者又はこれに準ずる者を確認者を選任すること。
- (4) 異常時対応シートの作成及び発注者への報告
変状時点検で変状の進行を確認した場合、異常時対応シートを作成し、当該斜面の異常、安全措置の状況等を発注者に報告すること。
- (5) 安全性検討関係者会議の開催及びその結果を受けた工事の変更
元方事業者は、異常時対応シートを作成し、発注者に報告した場合、安全性検討関係者会議を開催し、発注者に参加を要請して、異常時対応シート記載事項により報告した斜面の状況に対応するためのハード対策等の労働災害防止のための措置を検討すること。労働災害防止のための措置が決定された場合には、施工計画書を変更し、当該変更された施工計画書に基づき工

事を実施すること。

3 関係請負人が実施すべき事項

(1) 安全衛生管理体制の確立

元方事業者の構築する上記1(1)の統括安全衛生管理体制に対応し、安全衛生責任者等を選任するとともに、安衛法第32条第1項の規定に基づき、上記1(1)①から③までの措置に応じて、統括安全衛生責任者と必要な連絡調整を行い、特に斜面に関する情報を適切に把握する等、必要な措置を講じなければならない。

(2) 掘削作業を行う箇所の調査

施工者は、安衛則第355条の規定に基づき、地山の掘削作業を行う箇所の調査を行わなければならない。

なお、発注者、調査者又は設計者が同条に規定する「適当な方法」によって行った調査結果を調べることも同条に規定する「適当な方法」による調査に含まれることとされている。

(3) 作業主任者の選任

2m以上の高さの斜面を掘削する作業を行うときには、安衛則第359条の規定に基づき、地山の掘削作業主任者を選任し、その者の指揮により、当該作業を行わなければならない。

(4) 斜面の点検、確認のための報告、点検結果に基づく措置の実施等

関係請負人は、安衛則第358条の規定により、点検者を指名して、作業を開始する前、大雨の後及び中心以上の地震の後には斜面の状況を点検させなければならない。点検に当たっては、日常点検表を使用すること。

4 関係請負人が実施することが望ましい事項

関係請負人は、2の(1)から(5)の事項を、元方事業者とも連携して実施すること。

5 元方事業者及び関係請負人が実施すべき事項

(1) 安全衛生教育の確実な実施

元方事業者及び関係請負人は、発注者や関係団体の協力を得て、作業に従事する労働者に対して計画的な安全衛生教育を実施する。また、新規入場者に対する教育を確実に実施しなければならない。

(2) 緊急時の退避

元方事業者及び関係請負人は、変状が極めて早く進行し、斜面崩壊による労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を安全な場所に退避させなければならない。

6 元方事業者及び関係請負人が実施することが望ましい事項

(1) リスクアセスメントの実施

元方事業者及び関係請負人は、リスクアセスメントを実施した上で、元方事業者の作成する施工計画書及び元方事業者が作成する作業箇所の状況に応じた作業計画を作成し、その作業計画に基づき作業を行うこと。なお、関係請負人が作業計画を作成するに当たって活用できるよう、元方事業者は自ら行ったリスクアセスメントの結果や、必要に応じて発注者の実施した事前調査及び点検の結果、施工計画書において安全確保上留意した事項に関する情報等を提供すること。

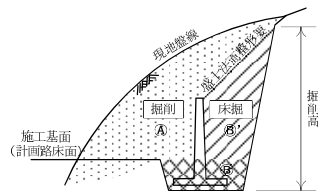
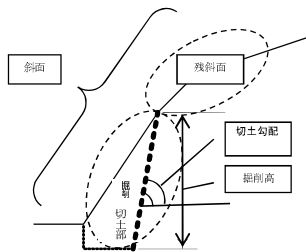
(2) 避難訓練の実施

元方事業者及び関係請負人は、斜面崩壊による労働災害を防止するため、工事の各作業(上記第2の2の(2)の各作業をいう。)を行うに当たり、関係請負人を含めた避難訓練を1回以上実施すること。避難訓練においては、斜面崩壊が発生した際にすべての労働者が安全に避難できることを確認するとともに、避難訓練の結果を検討し、必要に応じて避難の方法を改善すること。

- この点検表は、掘削する地山の露頭（①調査・設計、②施工計画）、表面（③丁張り）、内部（④掘削作業前時 ⑤掘削終了時）と斜面の状況が確認できる状態ごとに特に注意の必要な切土部の調査項目をチェックするためのものである。1項目でも「有」があれば安全性の検討を行い、安全な切土こう配とするなど、施工の安全性を確保してから次の段階に進む。
- この点検表は主に切土部の掘削高さが概ね10メートル以下の掘削作業に用いる。

有無未に○印をつける： 有=現象がある / 無=現象がない / 未=未確認（確認できない）

工事箇所名			有無未に○印をつける： 有=現象がある / 無=現象がない / 未=未確認（確認できない）					
位置	要因	項目	現象（確認内容）	①調査・設計	②施工計画	③丁張	掘削	
							④作業前時	⑤終了時
残斜面	地形	地すべり地	亀裂、段差、等高線の乱れ等がある	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		浮石・転石	不安定な状況にある	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		オーバーハング	新鮮な崩壊が認められる	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
	周辺状況	植生	周辺の植生と異なるまたは竹林等がある	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		構造物	クラックなどの変状がある	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
切土部	地質等 (土・岩質)	崩積土・強風化斜面	不均一で軟弱な土質である	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		砂質土等	特に浸食に弱い土質である	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		風化が速い岩	表層から土砂化する岩である	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		割れ目の多い岩	亀裂が多く、もろい岩である	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
	構造	流れ盤	流れ盤亀裂で簡単にはく離する	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		破碎帯など	すべる可能性がある弱層がある	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
	湧水	地下水	常時・多量の湧水、湧水に濁りがある	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
	凍結	凍結融解	凍結・融解が著しく起こる	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
	災害記録	斜面崩壊	近傍工事箇所で崩壊履歴がある	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
備考	「有」と記入した場合、状況や対応を記入する。							
月/日 点検者サイン				/	/	/	/	/
施工の安全性の確保ができています 月/日 確認者サイン				/	/	/	/	/



日常点検表

別紙 2

工事名		点検箇所		施工会社	
設計・施工段階別点検表で確認された現象の有無		無 ・ 有 （その現象＝ ）			

- この日常点検表は、斜面の崩壊を予知し、労働災害を防止するために、斜面の変状をいち早く発見するために使用する。
- この日常点検表は、斜面掘削工事、切土部での擁壁工事などの作業開始前、作業終了時、大雨時、中震以上の地震の後などに使用する。
- 点検の結果、該当する項目がある場合は、その項目に“○”をつけ、該当しない場合は“レ”又は“一”をつける。
- 点検の結果、いずれかの項目に“○”印がついた場合、「変状時点検表」を用いて変状の推移を確認し、必要な対応を行う。（⑩、⑪を除く。）

点検月日 (A:始業、B:終業、C:大雨、D:中震、E:ほか)		/	/	/	/	/	/	/	/	/	備考	
		()	()	()	()	()	()	()	()	()		
点 検 項 目	① 切土勾配が丁張り合わなくなった											
	② 切土部などに新たに亀裂が見つかった											
	③ 切土部や底面などに“はらみ”が見つかった											
	④ 切土部の底面などに落石が見つかった											
	⑤ 切土部などの一部に崩壊が見つかった											
	⑥ 切土部に地下水（湧水）が出てきた											
	⑦ 切土部などに浮石・転石が見つかった											
	⑧ 周辺の樹木の傾きが変わった											
	⑨ 周辺の構造物に変状が見つかった											
	※下記の⑩、⑪項目の点検の結果、○が付いた場合は直ちに改善する。（改善により、変状時点検表には移行する必要はなくなる。）											
	⑩ 降雨時に斜面の排水がスムーズでない											
	⑪ 降雨時の法面保護対策（シート等）に異常がある											
	⑫ 「設計・施工段階別点検表」のうち、 特記すべき現象が見つかった											
⑬ その他（ ）												
備考	変状場所、変状時刻、 変状状況、改善状況など											
	点検者サイン											
	確認者サイン											

異常時対応シート

別紙4

(第 報)

令和 年 月 日 AM/PM 時 分

工事名 (業務名)			請負者 (受注者)		
送付先	氏名			職種	
	連絡先				
連絡者	氏名			職種	
	連絡先				
異常確認日時	平成 年 月 日 () 時 分				
異常確認箇所					
異常確認時の 作業内容					
進行した 変状の種類	切土部	<input type="checkbox"/> ①切土こう配 <input type="checkbox"/> ②亀裂 <input type="checkbox"/> ③はらみ <input type="checkbox"/> ④落石 <input type="checkbox"/> ⑤崩壊 <input type="checkbox"/> ⑥湧水 <input type="checkbox"/> ⑦浮石・転石			
	残斜面及び周辺	<input type="checkbox"/> ②亀裂 <input type="checkbox"/> ③はらみ <input type="checkbox"/> ④落石・ <input type="checkbox"/> ⑤崩壊 <input type="checkbox"/> ⑦浮石・転石 <input type="checkbox"/> ⑧樹木 <input type="checkbox"/> ⑨構造物			
	ほか	<input type="checkbox"/> ⑫特記すべき現象 <input type="checkbox"/> ⑬その他 ()			
変状状況	別紙に添付	<input type="checkbox"/> 現場写真 <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 横断面 <input type="checkbox"/> その他 ()			
現在の 措置状況 (応急措置)	措置判断者 (確認者名)				
	<input type="checkbox"/> 引き続き変状を観察する(措置なし) <input type="checkbox"/> 変状のモニタリングを実施する <input type="checkbox"/> 監視員を配置する <input type="checkbox"/> 変状のある付近を立入禁止にする <input type="checkbox"/> 変状のある付近での作業を中断し、退避する <input type="checkbox"/> その他 ()				
※現時点で不明な点については「不明」と記入					
対応指示・ 結果報告	今後の対応に関する 指示事項				
	対応結果報告				
	対応内容				
緊急連絡先	<input type="checkbox"/> 発注者		TEL		
	<input type="checkbox"/> 施工者(本社)		TEL		
	<input type="checkbox"/> 施工者(現場)		TEL		
	<input type="checkbox"/> 専門工事業者		TEL		
	<input type="checkbox"/> 設計者		TEL		
	<input type="checkbox"/> 調査者		TEL		

土石流による労働災害防止のためのガイドライン

第1 趣旨

平成8年12月に長野県と新潟県の県境をなす蒲原沢で発生した土石流災害により、23人が死傷するという重大災害が発生した。労働省では、水災害の重大性にかんがみ設置された「労働省12.6蒲原沢土石流災害調査団」による提言を踏まえ、労働安全衛生規則の改正を行ったところである(平成10年労働省令第1号)。

本ガイドラインは、改正労働安全衛生規則と相まって、土石流による労働災害の防止対策のより一層的確な推進を図るため、改正労働安全衛生規則において規定された事項のほか、事業者が講ずることが望ましい事項及び従来の労働安全衛生関係法令において規定されている事項のうち土石流による労働災害防止のために重要なものを一体的に示すことを目的とするものである。

事業者は、本ガイドラインに記載された事項を的確に実施することに加え、より現場の実態に即した土石流に対する安全対策を講ずるよう努めるものとする。

第2 適用等

1 用語の定義

本ガイドラインにおける用語の定義は以下のとおりである。

(1) 土石流

土砂又は巨れきが水を含み、一体となって流下する現象をいう。

(2) 河川

河道及び河岸をいう。

(3) 24時間雨量

ある時点の24時間前から当該時点までの降雨量をいう。

(4) 時間雨量

ある時点の1時間前から当該時点までの降雨量をいう。

2 適用

本ガイドラインは、以下のいずれかに該当する河川(以下「土石流危険河川」という。)において、建設工事の作業を行う場合に適用する。ただし、臨時の作業には適用しない。

(1) 作業場所の上流側(支川を含む。以下同じ。)の流域面積が0.2km²以上であって、上流側の0.2kmにおける平均河床勾配が3°以上の河川

(2) 市町村が「土石流危険溪流」として公表している河川

(3) 都道府県又は市町村が「崩壊土砂流出危険地区」として公表している地区内の河川

第3 事業者の実施する事項

1 作業着手前の調査事項

事業者は、次に掲げるところにより、作業に着手する前にあらかじめ調査を実施すること。

(1) 地形等の調査

事業者は、作業場所から上流の河川(支川を含む。以下同じ)及びその周辺に関して次に掲げる事項を調査すること。

- イ 河川の形状、流域面積及び河床勾配
- ロ 河川の周辺における崩壊地の状況
- ハ 河川の周辺における積雪の状況
- ニ 河川及びその周辺における砂防施設、道路施設等の状況
- ホ 河川の周辺における各地方気象台の定める大雨注意報基準等

(2) 過去の土石流の発生状況

事業者は、必要に応じ、作業場所から上流の河川の周辺における過去の土着流の発生の有無を調査し、土石流の発生が認められた場合には、次に掲げる事項を調査すること。

- イ 土石流の発生原因、流下・堆積状況、推定流下速度等
- ロ 土石流発生推定時点での雨量等の状況

2 土石流による労働災害防止のための規程の策定

事業者は、土石流による労働災害を防止するため、あらかじめ、1 の調査結果を踏まえ、次に掲げる事項についての規程を定めること。

- (1) 降雨量等の把握の方法
- (2) 降雨又は融雪があった場合に講ずる措置
- (3) 地震が発生した場合に講ずる措置
- (4) 土石流の発生の前兆となる現象を把握した場合に講ずる措置
- (5) 土石流が発生した場合の警報及び避難の方法
- (6) 避難の訓練の内容及び時期

3 降雨量等の把握の方法

事業者は、次に掲げる事項について、それぞれその定めるところにより把握すること。

(1) 降雨量

イ 事業者は、降雨量が土石流の早期把握等の措置を講ずるための降雨量基準(以下「警戒降雨量基準」という。)に達していないことを確認するため、作業の開始又は再開の時に 24 時間雨量を、その後 1 時間ごとに時間雨量を雨量計による測定等適切な方法により把握すること。

ロ 事業者は、雨量計を設置して降雨量を把握する場合には、雨量計の選択及びその設置場所の選定を適切に行うこと。

(2) 気温の把握

事業者は、積雪のあるときは、必要に応じ、温度計による測定等適切な方法により気温を把握すること。

4 降雨の場合に講ずる措置

事業者は、降雨に関して次に掲げる事項を実施すること。

(1) 警戒降雨量基準の設定

事業者は、土石流の発生に備えるため、次に掲げるところにより、警戒降雨量基準を定めること。

イ 24 時間雨量に係る警戒降雨量基準を定めること。この場合、同基準は各地方気象台の定める 24 時間雨量に係る大雨注意報基準を上回ってはならないこと。

ロ 必要に応じ、イの 24 時間雨量に係る警戒降雨量基準に加え、その他の降雨量に関する基準等により警戒降雨量基準を定めること。

(2) 警戒降雨量基準に達した場合に講ずる措置

事業者は、降雨量が(1)の警戒降雨量基準に達した場合は、次のイからハのいずれかに掲げる措置を講ずること。

イ 作業中止及び退避

作業を中止し、速やかに労働者を安全な場所に退避させること。

ロ 監視人の配置による土石流発生を検知

(イ) 監視人の配置場所

監視人の配置場所の選定に当たっては、以下の点に留意すること。

- a 河川の状況に応じ、支川において発生・流下してくる土石流も監視できること
- b 監視人が土石流を発見できる位置から作業場所までの距離を地質・河床勾配等に応じて想定される土石流の流下速度(5~20m/s、以下同じ。)で除して得られる時間内にすべての労働者を避難させることができること

(ロ) 警報用の設備の作動

監視人が土石流を発見したときに直ちに警報用の設備を作動させることのできる措置を講ずること。

(ハ) 監視人の安全確保

監視人の安全を確保するための措置を講ずること。

ハ 土石流検知機器による土石流発生を検知

(イ) 検知機器の選定

検知機器の選定に当たっては、各検知機器の種類ごとの特性、地形条件、管理・操作性等に十分留意すること。また、誤作動に配慮し、警報装置が作動した際に、実際に土石流が発生したかどうかを確認するため、監視カメラの併用等についても検討すること。

(ロ) 検知機器の設置場所

検知機器場所の選定に当たっては、以下の点に留意すること。

- a 河川の状況に応じ、支川において発生・流下してくる土石流を監視できること
- b 土石流を検知できる位置から作業場所までの距離を地質・河床勾配等に応じて想定される土石流の流下速度で除して得られる時間内にすべての労働者を避難させることができること

(ハ) 警報用の設備の作動

検知機器は、土石流を検知した場合に自動的に警報用の設備を作動させる機能を備えたものとする。

(ニ) 検知機器の点検

検知機器については、正常に作動することを確認するため、機器ごとの点検仕様等に定めるところにより点検を実施すること。

(3) (2)に掲げる措置の解除の条件

事業者は、降雨量が(1)に定める警戒降雨量基準に達した後において、(2)に掲げる措置を解除する場合にあつては、次のイ及びロのいずれにも該当すること。

イ 降雨量が(1)で定める警戒降雨量基準に達していないこと。

ロ 降雨量が警戒降雨量基準に達してから連続12時間以上の降雨の中断があること。

5 融雪又は地震の場合に講ずる措置

事業者は、融雪又は地震の場合に次に掲げる事項を実施すること。

(1) 融雪時に講ずる措置

事業者は、作業場所から上流の河川の周辺に積雪がある場合で、積雪深、気温の変化等により融雪を把握した際には、その把握結果に基づき、降雨に融雪が加わることを考慮して、積雪の比重を積雪深の減少量に乗じて降水量に換算し降雨量に加算する等適切な措置を講ずること。

(2) 地震を把握したときに講ずる措置

事業者は、作業場所において中震以上の地震を把握した際には、いったん作業を中止し、土石流の前兆となる現象の有無を確認する等適切な措置を講ずること。

6 土石流の発生の前兆となる現象を把握した場合に講ずる措置

事業者は、河川の流水の急激な減少、濁りの発生等の土石流の発生の前兆となる現象を把握した際には、いったん作業を中止し、その現象の継続の有無を監視する等適切な措置を講ずること。

7 警報及び避難の方法等

事業者は、警報及び避難に関し、次に掲げる事項を実施すること。

(1) 警報用の設備の設置等

イ 警報用の設備の設置

事業者は、土石流の発生による労働災害の発生の危険があることを把握した際に、これに関係労働者に速やかに知らせるため、サイレン、非常ベル、一斉通報の可能な放送設備、携帯用拡声器、回転灯等の警報用の設備を適切な場所に設置すること。

ロ 関係労働者への周知

事業者は、関係労働者に対して、警報用の設備の設置場所、使用方法及び警報の種類を周知させること。

ハ 警報用の設備の有効性の保持

事業者は、警報用の設備を常時有効に作動するように保持しておくこと。

(2) 避難用の設備の設置等

イ 避難場所の設定

事業者は、土石流発生時における安全な避難場所を定め、関係労働者に周知させること。

ロ 避難用の設備の設置

事業者は、土石流の発生により労働災害の発生の危険があることを実際に把握した際に、労働者を速やかに安全な場所に避難させるために、登り栈橋、はしご等の避難用の設備を設けること。

ハ 関係労働者への周知

事業者は、避難用の設備の設置場所及び使用方法を関係労働者に周知させること。

ニ 避難用の設備の有効性の保持

事業者は、避難用の設備を常時有効に保持すること。

8 土石流による労働災害発生の急迫した危険がある際の退避

事業者は、土石流の発生を把握したとき、土砂崩壊により天然ダムが形成されていることを把握したとき等、土石流による労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止

し、労働者を安全な場所に退避させること。

9 避難訓練の内容及び時期

事業者は、避難訓練に関し、以下に掲げる事項を実施すること。

(1) 避難訓練の時期及び内容

事業者は、すべての関係労働者を対象に、次に掲げるところにより避難訓練を実施すること。

イ 事業者は、避難訓練を工事開始後遅滞なく1回、その後6月以内ごとに1回実施すること。避難訓練においては、土石流が発生した際にすべての労働者が安全に避難できることを確認すること。

ロ 事業者は、工事の進捗に伴い避難設備等の変更等を打った場合には必要に応じて避難訓練を実施すること。

(2) 避難訓練の結果の記録及び検討

イ 事業者は、避難訓練を行ったときは、次に掲げる事項を記録し、これを3年間保存すること。

(イ) 実施年月日

(ロ) 訓練を受けた者の氏名

(ハ) 訓練の内容

ロ 事業者は、避難訓練の結果を検討し、土石流が発生した際に労働者を安全に避難させるため必要な改善を行うこと。

10 安全衛生教育

事業者は、次に掲げるところにより安全衛生教育を実施すること。

(1) 施工計画を作成する者に対する教育

事業者は、施工計画を作成する者に対し、あらかじめ、次に掲げる事項について教育を行うこと。

イ 土石流に関する基礎知識

ロ 事前調査結果の評価方法

ハ 土石流による労働災害防止のための具体的手法

ニ 監視人の配置並びに土石流検知機器、警報用の設備及び避難用の設備の種類及び設置場所の選定

ホ 土石流による災害事例

(2) 現場の安全管理を行う責任者に対する教育

事業者は、現場の安全管理を行う責任者に対し、あらかじめ、次に掲げる事項について教育を実施すること。

イ 土石流に関する基礎知識

ロ 警戒降雨量基準の設定及び降雨量等の評価

ハ 土石流による労働災害防止のための具体的措置

ニ 監視人の配置並びに土石流検知機器、警報用の設備及び避難用の設備の種類及び設置場所の選定

ホ 土石流による災害事例

(3) 現場で作業を行う労働者に対する教育

事業者は、現場で作業を行う労働者に対し、新規入場時及びその他必要な時期に次に掲げる事項について教育を行うこと。

- イ 土石流に関する基礎知識
- ロ 土石流による労働災害防止のための具体的措置
- ハ 警報用の設備及び避難用の設備の設置場所及び使用方法
- ニ 土石流による災害事例

第4 元方事業者等の実施する事項

1 元方事業者の講ずる措置

元方事業者は、以下に掲げる事項を実施すること。

(1) 協議会等の設置

元方事業者は、すべての関係請負人が参加する労働災害防止のための協議会等を設置し、次に掲げる事項を協議すること。

- イ 降雨量等の把握方法
- ロ 警戒降雨量基準の設定及びその基準に達した場合に講ずる措置
- ハ 融雪又は地震の場合に講ずる措置
- ニ 土石流の前兆となる現象を把握した場合に講ずる措置
- ホ 避難及び警報に関する事項
- ヘ 避難訓練の内容及び時期

(2) 警報の統一

イ 元方事業者は、土石流が発生したとき又は発生するおそれがあるときに行う警報を统一的に定め、これを関係請負人に周知させること。

ロ 元方事業者及び関係請負人は、土石流が発生したとき又は発生するおそれがあるときには、イで统一的に定められた警報を行うこと。

(3) 避難訓練の統一等

イ 元方事業者は、関係請負人が実施する避難訓練について、その実施時期及び実施方法を统一的に定め、これを関係請負人に周知すること。

ロ 元方事業者及び関係請負人は、イで统一的に定められた実施時期及び実施方法により避難訓練を行うこと。

ハ 元方事業者は、関係請負人が行う避難訓練に対して、必要な指導及び資料の提供等の援助を行うこと。

(4) 関係請負人に対する技術上の指導等

元方事業者は、関係請負人が講ずべき措置が適切に実施されるように、技術上の指導その他必要な措置を講ずること。

2 異なる元方事業者が近接して作業を行う際に講ずる措置

元方事業者は、土石流危険河川において、他の元方事業者と近接して作業を行う場合には、以下に掲げる事項を実施すること。

(1) 複数の元方事業場が同一の土石流により被害の発生するおそれのある場所で同時に工事を施工している場合には、すべての元方事業者が参加する労働災害防止のための協議会等を設置して統一的な安全管理を行うこと。

この場合、複数の発注機関が近接して工事を発注しているときにあつては、必要に応じ、

発注機関間の協議結果を反映した統一的な安全管理を行うこと。

(2) 各元方事業者は協議会で決定された事項を関係請負人に連絡する体制を確立すること。

(3) 協議会等においては、以下の事項を協議すること。

イ 降雨量等の把握方法

ロ 警戒降雨量基準の設定及びその基準に達した場合に講ずる措置

ハ 融雪又は地震の場合に講ずる措置

ニ 土石流の前兆となる現象を把握した場合に講ずる措置

ホ 避難及び警報に関する事項

ヘ 避難訓練の内容及び時期

鹿労発基 0522 第 2 号
令和 5 年 5 月 22 日

建設工事発注機関の長 殿

鹿児島労働局長

梅雨期における土砂崩壊等による労働災害の防止について

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より建設工事における労働災害の防止につきましては、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、奄美地方は既に梅雨入りしたとの報道があり、今後、県本土においても梅雨入りすることが予想されますが、例年、この時期には大雨等による土砂崩壊災害等が発生し、さらにはこれらの災害に伴う災害復旧工事等も行われるため、他の時期に比べ、建設現場における労働災害の発生数の増加が懸念されるところです。

つきましては、常日頃から、地山の崩壊等による危険の防止対策を確実に講じることがもちろん、特に、梅雨期における建設現場の土砂崩壊等による労働災害防止対策に万全を期すために、別紙の「土砂崩壊等による労働災害防止重点対策事項」等を参考に、適正な工事発注及び現場の指導等に御配意いただきますようお願いいたします。

また、この時期は、落雷による労働災害発生も懸念されますので、気象情報等の早期把握及び入手した気象情報等に基づく早期避難や作業中断などの的確な措置につきましても、併せて御指導いただきますようお願いいたします。

(問い合わせ先；労働基準部健康安全課)

鹿労発基 0522 第 3 号
令和 5 年 5 月 22 日

建設関係業界団体の長 殿

鹿児島労働局長

梅雨期における土砂崩壊等による労働災害の防止について

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より建設工事における労働災害の防止につきましては、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、奄美地方は既に梅雨入りしたとの報道があり、今後、県本土においても梅雨入りすることが予想されますが、例年、この時期には大雨等による土砂崩壊災害等が発生し、さらにはこれらの災害に伴う災害復旧工事等も行われるため、他の時期に比べ、建設現場における労働災害の発生数の増加が懸念されるところです。

つきましては、常日頃から、地山の崩壊等による危険の防止対策を確実に講じることがもちろん、特に、梅雨期における建設現場の土砂崩壊等による労働災害防止対策に万全を期すために、貴団体傘下の会員事業場に対し、別紙の「土砂崩壊等による労働災害防止重点対策事項」等の周知及び現場パトロールの実施等の取り組みについて、御指導いただきますようお願いいたします。

また、この時期は、落雷による労働災害発生も懸念されますので、気象情報等の早期把握及び入手した気象情報等に基づく早期避難や作業中断などの的確な措置につきましても、併せて御指導いただきますようお願いいたします。

(問い合わせ先；労働基準部健康安全課)

鹿児島県の発注機関

	機 関 の 名 称	郵便番号	所 在 地
1	鹿児島県 土木部 監理課	890-8577	鹿児島市鴨池新町 10-1
2	〃 道路建設課	〃	〃
3	〃 道路維持課	〃	〃
4	〃 河川課	〃	〃
5	〃 砂防課	〃	〃
6	〃 港湾空港課	〃	〃
7	〃 都市計画課	〃	〃
8	〃 建築課	〃	〃
9	〃 農政部 農地整備課	〃	〃
10	〃 農地保全課	〃	〃
11	〃 環境林務部 環境林務課	〃	〃
12	〃 環境林務部 かごしま材振興課	〃	〃
13	〃 森づくり推進課	〃	〃
14	〃 商工労働水産部 漁港漁場課	〃	〃

国の発注機関

	機 関 の 名 称	郵便番号	所 在 地
1	国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所	893-1207	肝属郡肝付町新富1013-1
2	” 川内川河川事務所	895-0075	薩摩川内市東大小路町20-2
3	” 鹿児島国道事務所	892-0812	鹿児島市浜町2-5
4	” 鹿児島営繕事務所	892-0812	鹿児島市浜町2-5-1 鹿児島港湾合同庁舎
5	” 鹿児島港湾・空港整備事務所	892-0835	鹿児島市城南町23-1
6	” 志布志港湾事務所	899-7191	志布志市志布志町帖6617-182
7	農林水産省 九州農政局 沖永良部農業水利事業所	891-9214	大島郡知名町知名85

関係労働災害防止団体等

	機 関 の 名 称	郵便番号	所 在 地
1	建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部	890-8512	鹿児島市鴨池新町6-10 鹿児島県建設センター内
2	一般社団法人鹿児島県建設業協会	890-8512	鹿児島市鴨池新町6-10 鹿児島県建設センター内
3	鹿児島県森林土木協会	892-0816	鹿児島市山下町9-15

鹿児島建設工事関係者連絡会議を開催し、 建設業における労働災害防止に取り組みます

令和5年6月7日（水）14時～ 鹿児島合同庁舎第2会議室にて開催

鹿児島県内における令和4年の休業4日以上之死傷者数（以下「死傷者数」という。ただし、新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。）は、2,090人で、このうち建設業においては、283人となっています。

一方、令和4年の死亡者数は、全産業の13人に対し、建設業では前年と同数の5人となっています。

建設業の死傷者数は、ここ8年ほど300人前後で増減を繰り返し、死亡者数は全体の約4割を占めており、今後も予断を許さない状況であることから、引き続き労働災害防止に取り組む必要があります。

建設業の労働災害防止対策は、一次的には施工者自らが講ずべきものですが、建設工事においては、重層下請関係も存在し、発注者、施工者、労働局が連携して労働災害防止対策を進めていくことがより効果的です。

このため、鹿児島労働局においては、令和5年度も建設工事における同対策の徹底を期すべく「鹿児島建設工事関係者連絡会議」を開催いたします。この連絡会議では、国や県の発注機関、建設業関係団体、労働災害防止団体及び鹿児島労働局が協力した取組を話し合い、労働災害の一層の減少を図ることとしています。

- 1 日時：令和5年6月7日（水）14:00～15:50
- 2 場所：鹿児島合同庁舎第2会議室（3階）
（鹿児島市山下町13番21号）
- 3 鹿児島建設工事関係者連絡会議の構成員
国土交通省九州地方整備局（大隅河川国道事務所、川内川河川事務所、鹿児島国道事務所、鹿児島営繕事務所、鹿児島港湾・空港整備事務所、志布志港湾事務所）、農林水産省九州農政局（沖永良部農業水利事業所）、鹿児島県（土木部、商工労働水産部、農政部、環境林務部）、鹿児島県建設業協会、鹿児島県建築協会、鹿児島県港湾漁港建設協会、鹿児島県電設協会、鹿児島県管工事業協同組合連合会、建設業労働災害防止協会鹿児島県支部、鹿児島労働局（労働基準部健康安全課）
- 4 内容（予定）
 - (1) 建設業における安全衛生対策の推進について
 - (2) 建設業に対する監督指導結果について
 - (3) 協議・意見交換等

※ 取材について

- (1) 撮影等の取材を希望される場合は、6月2日（金）12:00までに、担当者（健康安全課 壺屋）まで御連絡ください。
- (2) 撮影は、協議・意見交換等を除く部分といたします。

（労働基準部健康安全課）

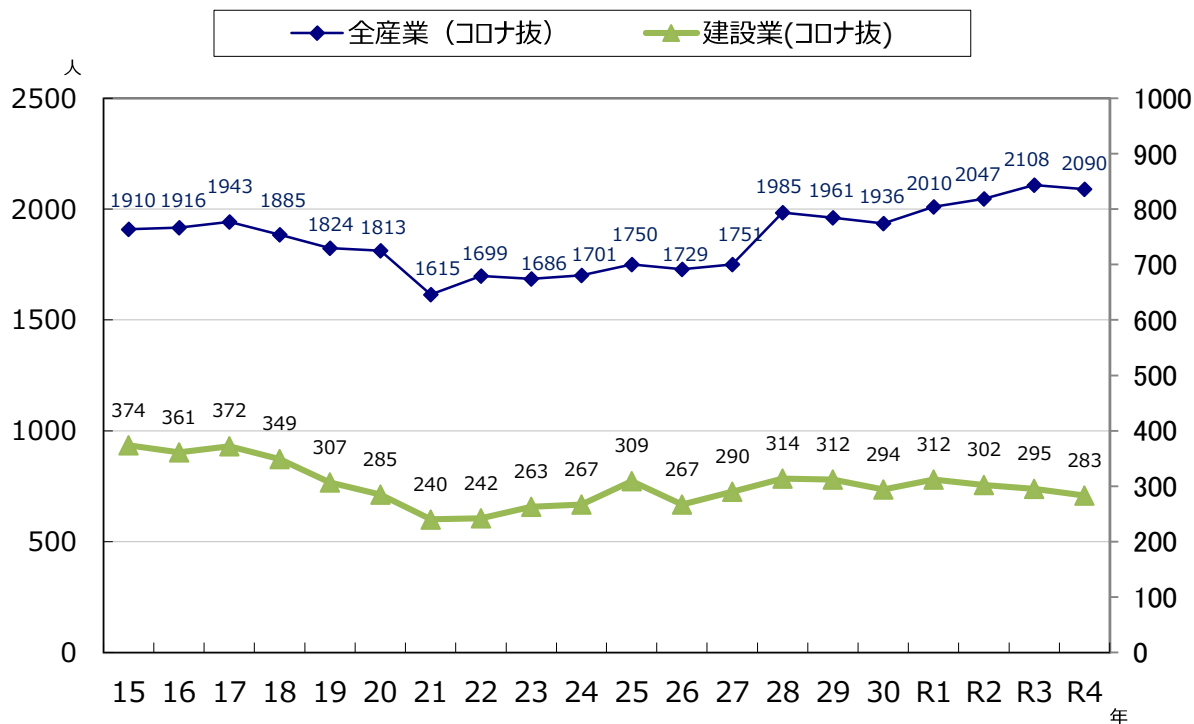
※ 参考資料

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 全産業及び建設業における労働災害発生状況の推移 | 資料1 |
| (2) 令和4年 業種別死傷災害発生状況 | 資料2 |
| (3) 令和5年 業種別死傷災害発生状況（4月末速報） | 資料3 |

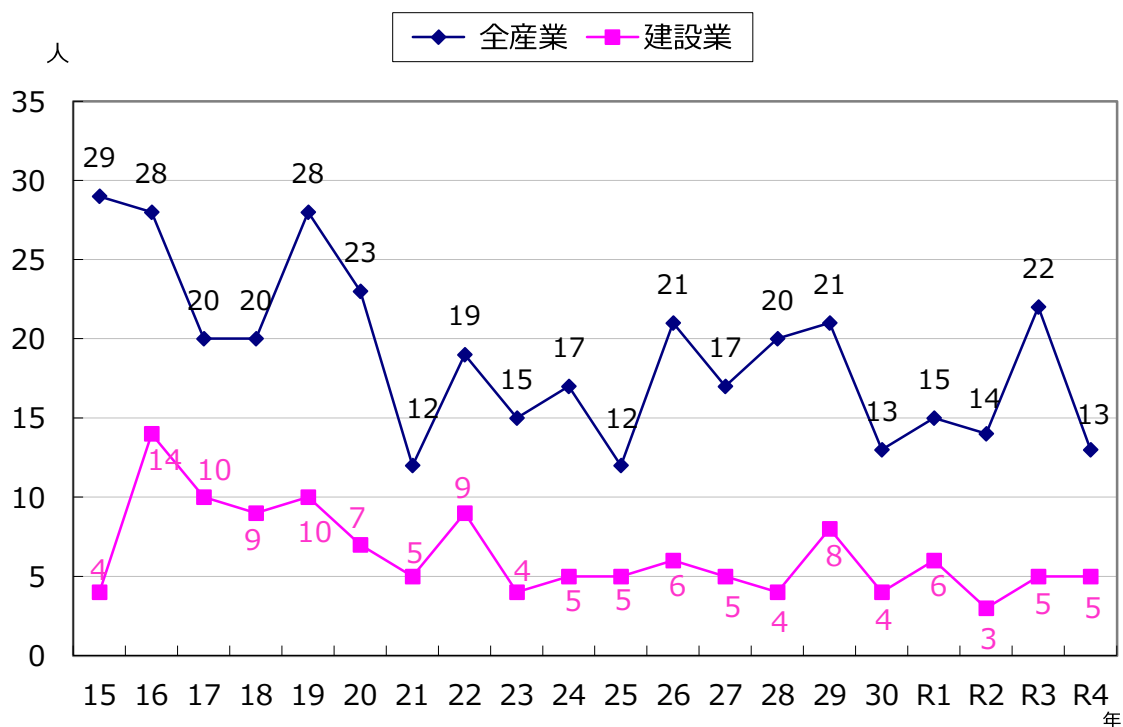
表1 全産業及び建設業における労働災害発生状況の推移

(鹿 児 島 県)

死傷者数 (休業4日以上)



死亡者数



令和4年業種別死傷災害発生状況 及び 第13次労働災害防止計画（13次防）進捗状況

【※13次防対象期間：平成30年4月1日～令和5年3月31日】

【※13次防目標値：平成29年に比較して 2022年までに死傷災害5%減（各年目標は年1%減の累積値） 死亡災害各年25%減】

鹿児島労働局

業種別 死傷災害発生状況（除くコロナウイルス）									13次防目標値 進捗状況						
業種	年	令和4年		令和3年		対前年増減数		対前年増減率	令和4年目標値	対目標値増減数		対目標値増減率			
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	
全産業		2,090	13	2,108	22	-18	-9	-0.9%	-40.9%	1,862	15	228	-2	12.2%	-13.3%
1 製造業		376	0	370	2	6	-2	1.6%	-100.0%	358	1	18	-1	5.0%	-100.0%
1	食品製造業	228		206		22	0	10.7%		218	1	10	-1	4.6%	-100.0%
4	木材・木製品製造業	23		25		-2	0	-8.0%		25		-2		-8.0%	
9	窯業土石製品製造業	20		19		1	0	5.3%		18		2		11.1%	
11~12	金属製品製造業	21		24		-3	0	-12.5%		29		-8		-27.6%	
13~15	機械器具製造業	30		37	1	-7	-1	-18.9%	-100.0%	20		10		50.0%	
	上記以外の製造業	54		59	1	-5	-1	-8.5%	-100.0%	43		11		25.6%	
2 鉱業		6	0	2	1	4	-1	200.0%	-100.0%	6	0	0	0	0.0%	
3 建設業		283	5	295	5	-12	0	-4.1%	0.0%	296	6	-13	-1	-4.4%	-16.7%
1	土木工事業	113	3	117	3	-4	0	-3.4%	0.0%	112	1	1	2	0.9%	200.0%
2	建築工事業	137	1	131	1	6	0	4.6%	0.0%	136	2	1	-1	0.7%	-50.0%
3	その他の建設業	33	1	47	1	-14	0	-29.8%	0.0%	48	3	-15	-2	-31.3%	-66.7%
4 運輸交通業		200	2	222	2	-22	0	-9.9%	0.0%	179	2	21	0	11.7%	0.0%
1	鉄道・航空機業	5		10		-5	0	-50.0%		10	1	-5	-1	-50.0%	-100.0%
2	道路旅客運送業	8		17		-9	0	-52.9%		15		-7		-46.7%	
3	道路貨物運送業	186	2	193	2	-7	0	-3.6%	0.0%	153	1	33	1	21.6%	100.0%
4	その他の運輸交通業	1		2		-1	0	-50.0%		1		0		0.0%	
5 貨物取扱業		29	0	17	0	12	0	70.6%		31	1	-2	-1	-6.5%	-100.0%
1	陸上貨物取扱業	11		3		8	0	266.7%		10		1		10.0%	
2	港湾運送業	18		14		4	0	28.6%		21	1	-3	-1	-14.3%	-100.0%
6 農林業		98	2	97	5	1	-3	1.0%	-60.0%	98	1	0	1	0.0%	100.0%
1	農業	48		44	2	4	-2	9.1%	-100.0%	52		-4		-7.7%	
2	林業	50	2	53	3	-3	-1	-5.7%	-33.3%	46	1	4	1	8.7%	100.0%
7 畜産・水産業		119	1	112	1	7	0	6.3%	0.0%	99	1	20	0	20.2%	0.0%
8 商業		295	2	277	2	18	0	6.5%	0.0%	238	1	57	1	23.9%	100.0%
1	卸売業	43	1	35	1	8	0	22.9%	0.0%	37		6	1	16.2%	
2	小売業	221		219	1	2	-1	0.9%	-100.0%	174	1	47	-1	27.0%	-100.0%
3	理美容業	2		3		-1	0	-33.3%		3		-1		-33.3%	
4	その他の商業	29	1	20		9	1	45.0%		25		4		16.0%	
9 金融・広告業		15	0	25	0	-10	0	-40.0%		22	0	-7	0	-31.8%	
11 通信業		25	0	21	0	4	0	19.0%		17	0	8	0	47.1%	
12 教育・研究業		31	0	29	0	2	0	6.9%		19	0	12	0	63.2%	
13 保健衛生業		355	0	372	0	-17	0	-4.6%		267	0	88	0	33.0%	
1	医療保健業	141		144		-3	0	-2.1%		104		37		35.6%	
2	社会福祉施設	207		222		-15	0	-6.8%		158		49		31.0%	
3	その他の保健衛生業	7		6		1	0	16.7%		6		1		16.7%	
14 接客娯楽業		109	0	119	0	-10	0	-8.4%		109	0	0	0	0.0%	
1	旅館業	33		23		10	0	43.5%		26		7		26.9%	
2	飲食店	55		60		-5	0	-8.3%		57		-2		-3.5%	
3	その他の接客娯楽業	21		36		-15	0	-41.7%		27		-6		-22.2%	
上記以外の事業		149	1	150	4	-1	-3	-0.7%	-75.0%	124	2	25	-1	20.2%	-50.0%
10	映画・演劇業	0					0			0		0			
15	清掃・と畜業	85		82	4	3	-4	3.7%	-100.0%	67	1	18	-1	26.9%	-100.0%
16	官公署	3		0		3	0			0		3			
17	その他の事業	61	1	68		-7	1	-10.3%		57	1	4	0	7.0%	0.0%
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）		197	2	196	2	1	0	0.5%	0.0%	162	1	35	1	21.6%	100.0%
第三次産業（8~17）		979	3	993	6	-14	-3	-1.4%	-50.0%	796	3	183	0	23.0%	0.0%

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月8日締めで集計したもの。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3・5-1）及び第三次産業（8~17）は、別計。
 ⑤ 13次防目標値については1未満の端数値を四捨五入処理しているため、業種合計値ないし全産業合計値が一致しない場合があります。

令和5年4月末（速報） 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

業種別 死傷災害発生状況									
業種	年	令和5年 (4月末)		令和4年 (同月末)		対前年 増減数		対前年増減率	
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業		783	1	822	3	-39	-2	-4.7%	-66.7%
1 製造業		103	0	80	0	23	0	28.8%	
1 食料品製造業		56		47		9	0	19.1%	
4 木材・木製品製造業		3		5		-2	0	-40.0%	
9 窯業土石製品製造業		8		5		3	0	60.0%	
11～12 金属製品製造業		2		5		-3	0	-60.0%	
13～15 機械器具製造業		18		7		11	0	157.1%	
上記以外の製造業		16		11		5	0	45.5%	
2 鉱業		2	0	0	0	2	0		
3 建設業		78	0	76	0	2	0	2.6%	
1 土木工事業		29		33		-4	0	-12.1%	
2 建築工事業		31		37		-6	0	-16.2%	
3 その他の建設業		18		6		12	0	200.0%	
4 運輸交通業		51	0	52	0	-1	0	-1.9%	
1 鉄道・航空機業		2		0		2	0		
2 道路旅客運送業		5		2		3	0	150.0%	
3 道路貨物運送業		44		50		-6	0	-12.0%	
4 その他の運輸交通業		0		0		0	0		
5 貨物取扱業		4	0	9	0	-5	0	-55.6%	
1 陸上貨物取扱業		2		3		-1	0	-33.3%	
2 港湾運送業		2		6		-4	0	-66.7%	
6 農林業		28	0	26	2	2	-2	7.7%	-100.0%
1 農業		18		13		5	0	38.5%	
2 林業		10		13	2	-3	-2	-23.1%	-100.0%
7 畜産・水産業		26	0	40	0	-14	0	-35.0%	
8 商業		63	0	83	1	-20	-1	-24.1%	-100.0%
1 卸売業		6		10	1	-4	-1	-40.0%	-100.0%
2 小売業		49		64		-15	0	-23.4%	
3 理美容業		0		1		-1	0	-100.0%	
4 その他の商業		8		8		0	0	0.0%	
9 金融・広告業		4	0	1	0	3	0	300.0%	
11 通信業		7	0	8	0	-1	0	-12.5%	
12 教育・研究業		7	0	6	0	1	0	16.7%	
13 保健衛生業		356	0	386	0	-30	0	-7.8%	
1 医療保健業		186		269		-83	0	-30.9%	
2 社会福祉施設		167		117		50	0	42.7%	
3 その他の保健衛生業		3		0		3	0		
14 接客娯楽業		21	0	26	0	-5	0	-19.2%	
1 旅館業		2		7		-5	0	-71.4%	
2 飲食店		13		13		0	0	0.0%	
3 その他の接客娯楽業		6		6		0	0	0.0%	
上記以外の事業		33	1	29	0	4	1	13.8%	
10 映画・演劇業		0		0		0	0		
15 清掃・と畜業		11		13		-2	0	-15.4%	
16 官公署		0		0		0	0		
17 その他の事業		22	1	16		6	1	37.5%	
陸上貨物運送事業（4-3-5-1）		46	0	53	0	-7	0	-13.2%	
第三次産業（8～17）		491	1	539	1	-48	0	-8.9%	0.0%

業種別死傷災害発生状況（除くコロナウイルス）							
業種	年	令和5年 (4月末)		令和4年 (同月末)		対前年 増減数	対前年増減率
		①コロナ罹患者	②①を除く死傷者数	③コロナ罹患者	④③を除く死傷者数		
全産業		292	491	336	486	5	1.0%
1 製造業		4	99	1	79	20	25.3%
1 食料品製造業			56		47	9	19.1%
4 木材・木製品製造業			3		5	-2	-40.0%
9 窯業土石製品製造業			8		5	3	60.0%
11～12 金属製品製造業			2		5	-3	-60.0%
13～15 機械器具製造業			18	1	6	12	200.0%
上記以外の製造業		4	12		11	1	9.1%
2 鉱業		0	2	0	0	2	
3 建設業		0	78	3	73	5	6.8%
1 土木工事業			29	3	30	-1	-3.3%
2 建築工事業			31		37	-6	-16.2%
3 その他の建設業			18		6	12	200.0%
4 運輸交通業		0	51	0	52	-1	-1.9%
1 鉄道・航空機業			2		0	2	
2 道路旅客運送業			5		2	3	150.0%
3 道路貨物運送業			44		50	-6	-12.0%
4 その他の運輸交通業			0		0		
5 貨物取扱業		0	4	0	9	-5	-55.6%
1 陸上貨物取扱業			2		3	-1	-33.3%
2 港湾運送業			2		6	-4	-66.7%
6 農林業		0	28	0	26	2	7.7%
1 農業			18		13	5	38.5%
2 林業			10		13	-3	-23.1%
7 畜産・水産業		0	26	0	40	-14	-35.0%
8 商業		0	63	16	67	-4	-6.0%
1 卸売業			6		10	-4	-40.0%
2 小売業			49	13	51	-2	-3.9%
3 理美容業			0		1	-1	-100.0%
4 その他の商業			8	3	5	3	60.0%
9 金融・広告業		0	4	0	1	3	300.0%
11 通信業		4	3	3	5	-2	-40.0%
12 教育・研究業		0	7	0	6	1	16.7%
13 保健衛生業		282	74	310	76	-2	-2.6%
1 医療保健業		157	29	244	25	4	16.0%
2 社会福祉施設		125	42	66	51	-9	-17.6%
3 その他の保健衛生業			3		0	3	
14 接客娯楽業		0	21	1	25	-4	-16.0%
1 旅館業			2	1	6	-4	-66.7%
2 飲食店			13		13		0.0%
3 その他の接客娯楽業			6		6		0.0%
上記以外の事業		2	31	2	27	4	14.8%
10 映画・演劇業			0				
15 清掃・と畜業			11		13	-2	-15.4%
16 官公署			0		0		
17 その他の事業		2	20	2	14	6	42.9%
陸上貨物運送事業（4-3-5-1）		0	46	0	53	-7	-13.2%
第三次産業（8～17）		288	203	332	207	-4	-1.9%

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月8日締めで集計したもの。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3-5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。
 ⑤ 13次防目標値については1未満の端数値を四捨五入処理しているため、業種合計値ないし全産業合計値が一致しない場合があります。

「職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請」を実施しました

死亡者数の急増を受け、業界団体などに安全衛生活動の総点検などを要請しました。

鹿児島県内では、労働災害による休業4日以上之死傷者数（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。）が、令和元年以降、増加傾向で推移し、令和5年も減少傾向がみられず、また、本年5月16日から22日の1週間に3件の死亡災害が発生するなど、極めて憂慮すべき事態となっております。

現在、令和5年度を初年度とする第14次労働災害防止計画では、死亡者数を毎年10人以下に、死傷者数を減少に転じさせることを目標としていますが、現状を踏まえると、相当の危機感を持って労働災害防止対策に取り組む必要があります。

このような状況を踏まえ、企業の安全衛生活動を総点検し、労使、関係者が一体となって、基本的な安全管理の取組をはじめとする労働災害防止活動を徹底していく必要があることから、関係団体に対して職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請を行いました。（資料1）

また、6月は、7月1日から7日まで全国的に展開される「全国安全週間（資料5）」の準備月間となることから、県内各地で実施される「全国安全週間説明会（資料6）」において、死亡災害撲滅のため、関係事業者に対して労働災害防止対策の適切な実施を指導することとしております。

（労働基準部健康安全課）

※ 参考資料

- | | |
|----------------------------|------|
| (1) 要請文 | 資料 1 |
| (2) 鹿児島県における労働災害の推移 | 資料 2 |
| (3) 令和 5 年 4 月末業種別死傷災害発生状況 | 資料 3 |
| (4) 令和 5 年の死亡災害事例 | 資料 4 |
| (5) 令和 5 年度全国安全週間実施要綱 | 資料 5 |
| (6) 令和 5 年度全国安全週間説明会日程表 | 資料 6 |

職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請

労働災害の発生件数は、労使の皆様をはじめ、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少して来ましたが、令和元年以降、死傷者数が増加傾向にあります。（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。）

特に、本年5月16日から22日の1週間に3件の死亡災害が発生するなど、極めて憂慮すべき事態となっております。

最近の死亡災害は、スレート屋根の踏み抜きによる墜落、食品加工用機械による巻き込まれ、重機による転落など、典型的な死亡・重篤災害に繋がりがやすいものであり、基本的な災害防止対策が十分に講じられていないことや事業場における安全管理活動がおろそかになっていることが懸念されます。

現在、令和5年度を初年度とする第14次労働災害防止計画では、死亡者数を毎年10人以下に、死傷者数を減少に転じさせることを目標としていますが、現状を踏まえると、相当の危機感を持って労働災害防止対策に取り組む必要があります。

労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害の撲滅を目指した不断の取組が必要です。また、労働災害のない職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。6月は、7月1日から7日まで全国的に展開される「全国安全週間」の準備期間となります。事業者の皆様におかれましては、死亡災害の撲滅及び労働災害全体の減少に向け、基本的な安全活動の着実な実施・確認という原点に立ち返って企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請いたします。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

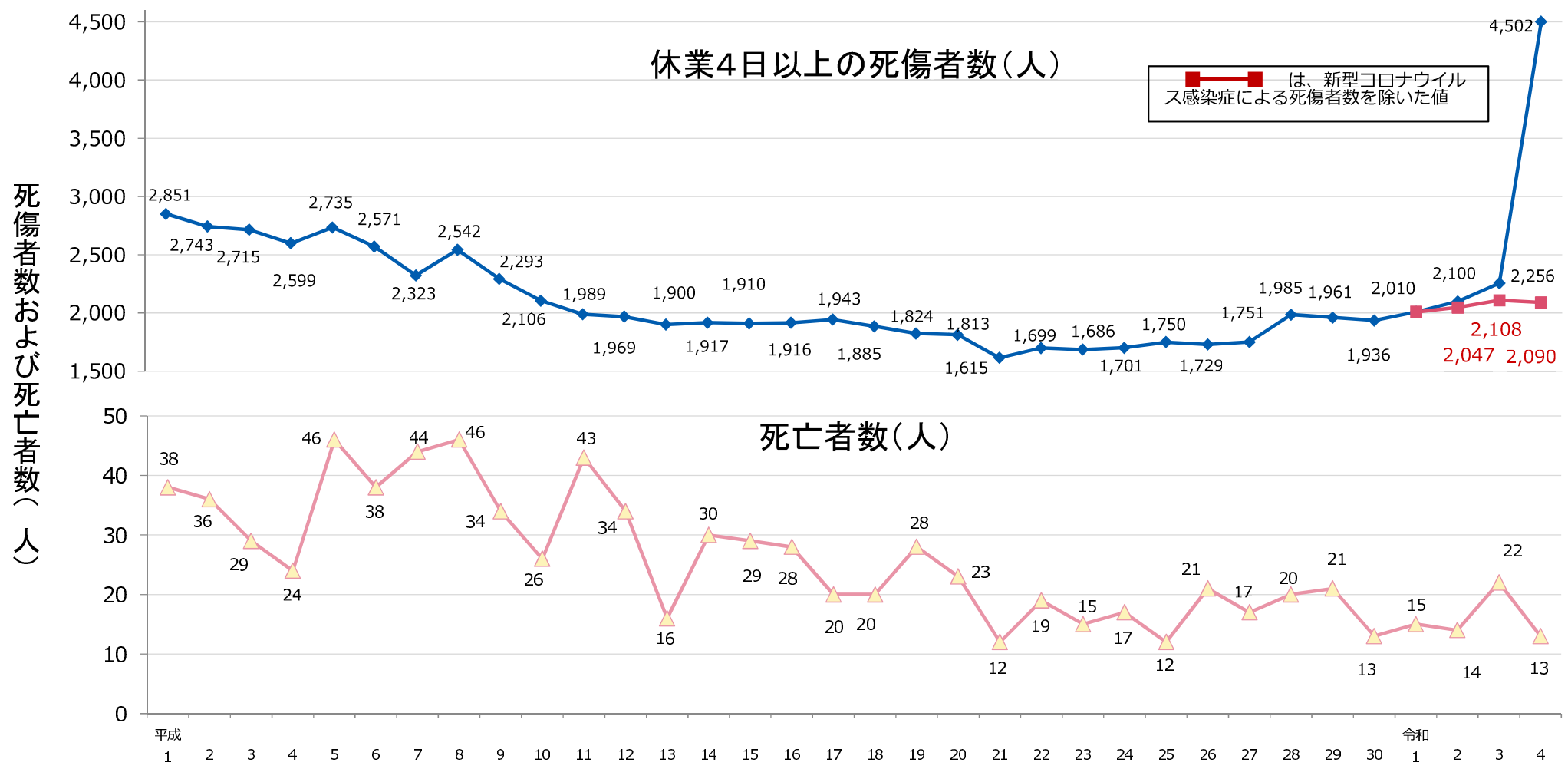
- 1 安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等を選任し、その職務を確実に遂行させるなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- 3 雇入れ時教育等を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること

令和5年5月29日

鹿児島労働局長 中所 照仁

鹿児島県における労働災害の推移

● 死亡者数、休業4日以上死傷者数ともに、長期的には減少傾向にあるものの、死亡者数は近年増減を繰り返し、休業4日以上死傷者数は近年増加傾向に転じている。



出典:平成23年までは、労災保険給付データ(労災非適用事業を含む)、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成

令和5年4月末（速報） 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

業種別 死傷災害発生状況									
業種	年	令和5年 (4月末)		令和4年 (同月末)		対前年 増減数		対前年増減率	
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業		783	1	822	3	-39	-2	-4.7%	-66.7%
1 製造業		103	0	80	0	23	0	28.8%	
1 食料品製造業		56		47		9	0	19.1%	
4 木材・木製品製造業		3		5		-2	0	-40.0%	
9 窯業土石製品製造業		8		5		3	0	60.0%	
11～12 金属製品製造業		2		5		-3	0	-60.0%	
13～15 機械器具製造業		18		7		11	0	157.1%	
上記以外の製造業		16		11		5	0	45.5%	
2 鉱業		2	0	0	0	2	0		
3 建設業		78	0	76	0	2	0	2.6%	
1 土木工事業		29		33		-4	0	-12.1%	
2 建築工事業		31		37		-6	0	-16.2%	
3 その他の建設業		18		6		12	0	200.0%	
4 運輸交通業		51	0	52	0	-1	0	-1.9%	
1 鉄道・航空機業		2		0		2	0		
2 道路旅客運送業		5		2		3	0	150.0%	
3 道路貨物運送業		44		50		-6	0	-12.0%	
4 その他の運輸交通業		0		0		0	0		
5 貨物取扱業		4	0	9	0	-5	0	-55.6%	
1 陸上貨物取扱業		2		3		-1	0	-33.3%	
2 港湾運送業		2		6		-4	0	-66.7%	
6 農林業		28	0	26	2	2	-2	7.7%	-100.0%
1 農業		18		13		5	0	38.5%	
2 林業		10		13	2	-3	-2	-23.1%	-100.0%
7 畜産・水産業		26	0	40	0	-14	0	-35.0%	
8 商業		63	0	83	1	-20	-1	-24.1%	-100.0%
1 卸売業		6		10	1	-4	-1	-40.0%	-100.0%
2 小売業		49		64		-15	0	-23.4%	
3 理美容業		0		1		-1	0	-100.0%	
4 その他の商業		8		8		0	0	0.0%	
9 金融・広告業		4	0	1	0	3	0	300.0%	
11 通信業		7	0	8	0	-1	0	-12.5%	
12 教育・研究業		7	0	6	0	1	0	16.7%	
13 保健衛生業		356	0	386	0	-30	0	-7.8%	
1 医療保健業		186		269		-83	0	-30.9%	
2 社会福祉施設		167		117		50	0	42.7%	
3 その他の保健衛生業		3		0		3	0		
14 接客娯楽業		21	0	26	0	-5	0	-19.2%	
1 旅館業		2		7		-5	0	-71.4%	
2 飲食店		13		13		0	0	0.0%	
3 その他の接客娯楽業		6		6		0	0	0.0%	
上記以外の事業		33	1	29	0	4	1	13.8%	
10 映画・演劇業		0		0		0	0		
15 清掃・と畜業		11		13		-2	0	-15.4%	
16 官公署		0		0		0	0		
17 その他の事業		22	1	16		6	1	37.5%	
陸上貨物運送事業（4-3-5-1）		46	0	53	0	-7	0	-13.2%	
第三次産業（8～17）		491	1	539	1	-48	0	-8.9%	0.0%

業種別死傷災害発生状況（除くコロナウイルス）							
業種	年	令和5年 (4月末)		令和4年 (同月末)		対前年 増減数	対前年増減率
		①コロナ罹患者	②①を除く死傷者数	③コロナ罹患者	④③を除く死傷者数		
全産業		292	491	336	486	5	1.0%
1 製造業		4	99	1	79	20	25.3%
1 食料品製造業			56		47	9	19.1%
4 木材・木製品製造業			3		5	-2	-40.0%
9 窯業土石製品製造業			8		5	3	60.0%
11～12 金属製品製造業			2		5	-3	-60.0%
13～15 機械器具製造業			18	1	6	12	200.0%
上記以外の製造業		4	12		11	1	9.1%
2 鉱業		0	2	0	0	2	
3 建設業		0	78	3	73	5	6.8%
1 土木工事業			29	3	30	-1	-3.3%
2 建築工事業			31		37	-6	-16.2%
3 その他の建設業			18		6	12	200.0%
4 運輸交通業		0	51	0	52	-1	-1.9%
1 鉄道・航空機業			2		0	2	
2 道路旅客運送業			5		2	3	150.0%
3 道路貨物運送業			44		50	-6	-12.0%
4 その他の運輸交通業			0		0		
5 貨物取扱業		0	4	0	9	-5	-55.6%
1 陸上貨物取扱業			2		3	-1	-33.3%
2 港湾運送業			2		6	-4	-66.7%
6 農林業		0	28	0	26	2	7.7%
1 農業			18		13	5	38.5%
2 林業			10		13	-3	-23.1%
7 畜産・水産業		0	26	0	40	-14	-35.0%
8 商業		0	63	16	67	-4	-6.0%
1 卸売業			6		10	-4	-40.0%
2 小売業			49	13	51	-2	-3.9%
3 理美容業			0		1	-1	-100.0%
4 その他の商業			8	3	5	3	60.0%
9 金融・広告業		0	4	0	1	3	300.0%
11 通信業		4	3	3	5	-2	-40.0%
12 教育・研究業		0	7	0	6	1	16.7%
13 保健衛生業		282	74	310	76	-2	-2.6%
1 医療保健業		157	29	244	25	4	16.0%
2 社会福祉施設		125	42	66	51	-9	-17.6%
3 その他の保健衛生業			3		0	3	
14 接客娯楽業		0	21	1	25	-4	-16.0%
1 旅館業			2	1	6	-4	-66.7%
2 飲食店			13		13		0.0%
3 その他の接客娯楽業			6		6		0.0%
上記以外の事業		2	31	2	27	4	14.8%
10 映画・演劇業			0				
15 清掃・と畜業			11		13	-2	-15.4%
16 官公署			0		0		
17 その他の事業		2	20	2	14	6	42.9%
陸上貨物運送事業（4-3-5-1）		0	46	0	53	-7	-13.2%
第三次産業（8～17）		288	203	332	207	-4	-1.9%

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月8日締めで集計したもの。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3-5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。
 ⑤ 13次防目標値については1未満の端数値を四捨五入処理しているため、業種合計値ないし全産業合計値が一致しない場合があります。

令和5年 死亡災害事例(令和5年5月23日現在)

鹿児島労働局

番号	発生年月	業種	被災時の職種	性別	年齢	経験年数	事故の型	起因物	災害の概況(速報による)
1	令和5年 1 月	その他の事業	作業員・技能者	男	59	28年	転倒	その他の環境等	通行人が業務で使用する車両のそばに横たわっている被災者に気づき、診療所へ搬送した。その後、手術を行ったが災害発生から17日後に死亡。
2	令和5年 4 月	その他の建設業	技術者	男	53	20年	交通事故(道路)	乗用車、バス、バイク	出張先での用務を終え帰社するため、乗用車で片側1車線の県道を走行中、反対車線にはみ出し、対向車のトラックと衝突したものの。
3	令和5年 5 月	その他の製造業	整備工	男	51	10年	墜落・転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	工場建物のスレート屋根上に設置されたスプリンクラーの補修作業を行っていた被災者が、スレートを踏み抜き約5.7m下のコンクリート床へ落下したものの。
4	令和5年 5 月	食料品製造業	作業員	男	25	5年	はさまれ・巻き込まれ	食品加工用機械	被災者は菓子の製造で使用する機械(攪拌機)内部の清掃作業を行っていたが、当該攪拌機内のプロペラ部分に巻き込まれた状態で発見されたもの。
5	令和5年 5 月	林業	林業作業員	男	54	2ヶ月	墜落・転落	伐木等機械	民有林の伐採現場において、被災者は木材グラップル機を操作し、複数本の伐倒木を走行集材機械の荷台に積み込む作業を行っていたところバランスを崩し、当該グラップル機とともに約30m下の斜面に転落したものの。

令和5年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で96回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和4年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年を上回る見込みであり、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、本年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、特に初年度となる令和5年度においては、労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和5年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。

- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

- (1) 安全衛生活動の推進
 - ① 安全衛生管理体制の確立
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
 - ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - ③ 自主的な安全衛生活動の促進
 - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - イ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

④ リスクアセスメントの実施

- ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤ その他の取組

- ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
- ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
- オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- イ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- ウ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- エ トラックの逸走防止措置の実施
- オ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

③ 建設業における労働災害防止対策

ア 一般的事項

- (ア) 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
- (イ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- (ウ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- (エ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- (オ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- (カ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策

④ 製造業における労働災害防止対策

- ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

⑤ 林業の労働災害防止対策

- ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

- ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
- イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
- エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
- オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
- カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

② 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
- イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

③ 交通労働災害防止対策

- ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

④ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

- ア 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
- イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施
- ウ 事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立、発症時・緊急時の措置の確認、周知

⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- イ その他請負人等が上記 10（1）～10（3）④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

令和5年度 全国安全週間説明会日程表

	日 時	業 種	主催者	会 場
鹿児島署管内	6月9日(金)10時00分～	建設	建災防	南薩建設業会館
	6月9日(金)14時00分～	一般	基準協会	ふれあいプラザなのはな館
	6月13日(火)10時30分～	建設	建災防	指宿建設会館
	6月13日(火)14時00分～	一般	基準協会	枕崎市民会館 第1会議室
	6月13日(火)14時00分～	建設	建災防	種子島建設会館 大会議室
	6月14日(水)10時00分～	一般	基準協会	種子島建設会館 大会議室
	6月14日(水)10時00分～	建設	建災防	日置市中央公民館 3階大会議室
	6月15日(木)10時00分～	建設	建災防	鹿児島県建設センター 6階大ホール
	6月15日(木)13時30分～	一般	基準協会	南さつま市総合保険福祉センター ふれあいかせだ いにしへホール
	6月16日(金)10時00分～	建設	建災防	ビエント
	6月16日(金)14時00分～	一般	基準協会	ホテルアクシア串木野
	6月21日(水)10時30分～	一般	基準協会	鹿児島県歴史・美術センター黎明館
	6月21日(水)13時30分～	一般	基準協会	鹿児島県歴史・美術センター黎明館
	6月23日(金)13時30分～	建設	建災防	鹿児島県建築会館 2階会議室
	6月28日(水)13時30分～	建設	建災防	屋久島建設会館
6月29日(木)10時00分～	一般	基準協会	屋久島環境文化村センター	
川内署管内	6月7日(水)10時30分～	建設	建災防	甬島建設会館
	6月9日(金)14時00分～	建設	建災防	宮之城建設会館
	6月13日(火)13時30分～	一般	基準協会	薩摩川内市国際交流センター
	6月14日(水)10時00分～	建設	建災防	出水建設会館
	6月14日(水)13時30分～	一般	基準協会	出水市マルマエ音楽ホール
	6月15日(木)9時30分～	建設	建災防	川内建設会館
鹿屋署管内	6月8日(木)13時30分～	建設	建災防	錦江町総合交流センター
	6月13日(火)13時30分～	建設	建災防	曾於建設会館
	6月15日(木)13時30分～	建設	建災防	鹿屋建設会館
	6月21日(水)14時00分～	一般	基準協会	鹿屋市中央公民館
	6月22日(木)13時30分～	一般	基準協会	曾於建設会館
加治木署管内	6月8日(木)10時00分～	建設	建災防	栗野建設会館
	6月15日(木)10時00分～	建設	建災防	始良郡建設会館
	6月15日(木)14時00分～	一般	基準協会	始良市文化会館 加音ホール
	6月16日(金)14時00分～	一般	基準協会	霧島市隼人農村環境改善センター
	6月19日(月)10時00分～	建設	建災防	大口建設会館
	6月19日(月)14時00分～	一般	基準協会	伊佐市文化会館 小ホール
名瀬署管内	6月6日(火)13時30分～	全業種	合同	徳之島建設会館 会議室
	6月7日(水)14時00分～	全業種	合同	和泊町中央公民館ホール
	6月12日(月)13時30分～	全業種	合同	喜界町中央公民館
	6月14日(水)13時30分～	全業種	合同	瀬戸内建設業協会
	6月23日(金)10時00分～	一般	基準協会	奄美振興会館
	6月23日(金)14時00分～	建設業	建設業協会	奄美建設会館
	6月27日(火)14時00分～	全業種	合同	与論町中央公民館

報道関係者 各位

令和5年5月30日（火）

【照会先】

鹿児島労働局総務部労働保険徴収室

室長 池濱 輝生

適用係 岡元慎太郎

労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新（申告・納付）は6月1日から7月10日までです

労働保険は、労働者の工作中または通勤途中の負傷や疾病などに対して行う保険給付、労働者が失業したときや就職促進のための給付、雇用調整助成金など事業主に対して行う各種助成金など、雇用分野におけるセーフティネットとして重要な役割を担うものです。

常勤、パート、アルバイト等の名称や雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っていれば、事業主は労働保険の加入手続きを行わなければなりません。

令和5年度の雇用保険の概算保険料率は、全ての業種において2/1000引き上げられています。労災保険料率に変更はありません。

年度更新に係る申告書は、積極的な電子申請のご利用又は郵送による提出をお願いします。

労働保険料の納付は、金融機関や労働局労働保険徴収室の窓口でも可能ですが、納付忘れ等がなくなる便利な口座振替制度をご利用ください。

詳細は、労働局労働保険徴収室又はお近くの労働基準監督署にお問い合わせ下さい。



安心して
働きたい!

令和
5年度

申告と納付はお早めに

労働保険の年度更新

(労災保険・雇用保険)

6.1_木 ~ 7.10_月

- 年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。
- 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省年度更新お知らせページ

年度更新 お知らせ

検索

まだ「紙」で苦勞しているとお聞きしましたがそろそろいかがですか？

労働保険は電子申請

イメージキャラクター：
ペパレス執事

私、ペパレス執事が
無料で電子申請を
お手伝いします。

※詳しくは裏面へ

GビズIDなら
電子証明書なしで
労働保険年度更新が
可能!

※詳しくは
下記特設サイトへ

いつでもどこでも手続可能!
カンタン・スピーディーに申請!
ムダな時間やコストも削減!

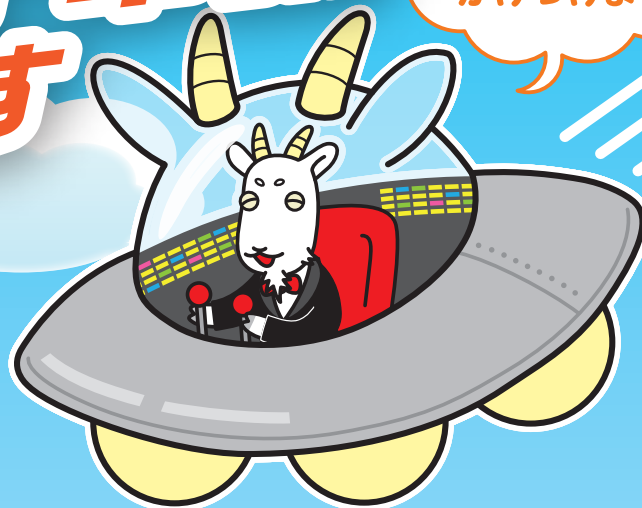
令和2年4月から特定の法人について
電子申請が義務化されました。
労働保険料の納付は、電子納付が便利です。

スマホでも！
特設サイトは
こちら!



無料で電子申請 お手伝いします

わたしが
かけつけます!



労働保険関係手続は 電子申請にしませんか?

これまでの書面手続に比べて、電子申請は簡単・便利!
自宅やオフィスから、インターネットを経由して、
24時間いつでも申請や届出ができます。

日本中
どこへでも
お伺いします。

初期設定の
不安や不満を
解消します!

費用

0円

時間

1時間
程度

場所

日本全国
どこでも



名前 ペパレス執事

星座 アドバイ座 好物 電子化によって不要になった紙

デンシ新星から労働保険の電子申請をサポートするためにやってきたヤギの執事。性格はとても温厚で、初期設定などを丁寧に教えてくれる。あたまの角でWi-Fiを受信していて通信環境良好!

お好みの方法でご参加いただけます。

オンライン
セミナーに
参加する

- どんな内容なのか聞いてみたい
- 自社でも導入可能なか確認したい
- 会社への上申用に勉強したい

アドバイザー
に相談する

- 初期設定や操作に不安がある
- 調べる時間がないので教えて欲しい
- 次の年度更新に向けて準備したい
- 訪問・オンラインが選べます

令和5年度電子申請未利用事業場アドバイザー等電子申請普及促進事業
詳細確認やお申込みはホームページもしくは電話から!

<https://denshi-shinsei.jp/> / 03-6628-2275



スマホでも!

受託会社

株式会社バックスグループ

事務局問い合わせ先

mail@denshi-shinsei.jp

(キトリ)

労働保険電子申請アドバイザー申込書 (FAX用)

フリガナ 事業場名		担当者名	
TEL		メールアドレス (担当者)	
労働者数			
フリガナ 住所	〒 -	予約希望	<input type="checkbox"/> アドバイザー <input type="checkbox"/> セミナー

※セミナー日程は随時更新しているため、ホームページをご参照ください。

FAXでお申し込みの場合は、
上記内容をご記入の上、
右のFAX番号まで送信ください。



FAX 03-6627-9989

令和5年度雇用保険料率のご案内

- ◆ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
 - ・ 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに6/1,000に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000に変更になります。）。
 - ・ 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

<令和5年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	①	②		① + ② 雇用保険料率	
		労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率		雇用保険二事業 の保険料率
一般の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和4年10月～)		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・ 清酒製造の事業		7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和4年10月～)		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業		7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和4年10月～)		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



報道関係者 各位

令和5年5月30日（火）

【照会先】

鹿児島労働局総務部総務課

課長 榎木 勝(内線112)

総務企画官 高崎雅英(内線131)

電話 099-223-8275

鹿児島労働局職員の選考採用試験を実施します

鹿児島労働局（局長 中所 照仁）では、労働行政に関する事務等の業務を担当する係長相当職員として、当該業務の実施に必要な能力等を有する民間企業等での業務の経験を有した方を募集しています。

【募集の概要】

職種	国家公務員（中途採用）
募集人数	2名程度
仕事内容	鹿児島労働局及び県内の各ハローワークにおける労働行政に関する事務等
応募方法	ハローワークの紹介状、履歴書、職務経歴書及び論文の提出が必要です。
応募締め切り	令和5年7月14日（金）17時必着

詳細な募集要項を、鹿児島労働局ホームページに掲載しています。